

第3期

かめおか地域福祉活動計画

【素案】

令和4年1月

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画の目的	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間	3
4. 亀岡市社会福祉協議会について.....	3
5. 全国的な地域福祉に関する動向.....	4
6. SDGsの達成.....	5
第2章 本市を取り巻く状況.....	6
1. 統計データからみる動向.....	7
2. アンケート調査からみえた現状.....	11
3. 前回計画の評価・検証.....	12
4. 現状・課題の整理.....	26
第3章 地域福祉活動計画の理念・目標.....	30
1. 基本理念	31
2. 基本目標	31
3. 計画の施策体系.....	33
第4章 施策の展開	35
基本目標1 安心・安全に暮らしていけるコミュニティをつくろう.....	36
基本目標2 地域で支え合う福祉の基盤をつくろう	47
基本目標3 必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう	59

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画の目的

亀岡市社会福祉協議会においては、平成 29 年 3 月に「改定版 かめおか地域福祉活動計画」を策定し、4 つの基本目標に沿って、「支え合い 助け合いのある 顔のみえるまち・かめおか」の実現に取り組んできました。

一方で、高齢者、障がい者、子ども等の各分野では、ダブルケアや老々介護等の課題が複合化・複雑化しているケースに加え、制度の狭間にあるケース、支援が必要であっても周囲に気付かれず地域の中で孤立しているケース等、課題が多様化しています。加えて、全国的な少子高齢化・人口減少社会の到来により、地域の担い手の減少や人々のつながりの希薄化が進んでいます。

今後は、国が示す「地域共生社会」の理念や亀岡市が策定した「第 3 期亀岡市地域福祉計画」等を念頭に置き、地域福祉課題への長期的・継続的な支援を実現し、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを目的とし、亀岡市全体で地域のつながりや関係機関の連携強化に向けた取り組みを進めていく必要があります。それを具現化していくため「第 3 期かめおか地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

令和 3 年 3 月に亀岡市が策定した「第 3 期亀岡市地域福祉計画」は、「誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり」「つながりによる福祉の基盤づくり」「地域課題を解決する支援体制づくり」を基本目標に掲げ、基本理念である「認めあい、支えあい、助け合えるずっと住みたい笑顔のまちづくり」を実現するための基盤や体制づくり等の総合的な方針を示した計画です。

一方で、市社会福祉協議会において策定する「第 3 期かめおか地域福祉活動計画」は、「第 3 期亀岡市地域福祉計画」の理念を踏まえつつ、市民や関係機関と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示す計画となります。

総合的な方針を定めた「第 3 期亀岡市地域福祉計画」と地域における具体的な取り組みを定める本計画とを互いに補強・補完する“車の両輪”の関係として捉え、亀岡市の地域福祉を一体的に推進することで、地域共生社会を実現します。

◆地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係性



3. 計画の期間

本計画においては、「第3期亀岡市地域福祉計画」と一体的に地域福祉を推進する観点から、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
亀岡市地域福祉計画	第3期計画					次期計画
					策定	
かめおか地域福祉活動計画 《本計画》	策定	第3期計画				

改定版かめおか
地域福祉活動計画

4. 亀岡市社会福祉協議会について

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、全国・都道府県・政令指定都市、市町村に設置されています。
- 社会福祉協議会は、地域住民等の参加と協力を得て、活動する民間組織としての自主性と、住民や福祉関係者等に支えられた公共性・中立性という2つの側面をもった組織です。
- 市社会福祉協議会は、昭和30年に設立し、昭和48年に法人化しました。社会福祉法にのっとり、地域住民の参加・協力のもと地域を代表する各自治会団体、福祉団体、市をはじめとする関係機関等の参画を得て、地域福祉・在宅福祉活動を推進する非営利の民間組織です。
- 市社会福祉協議会はガレリアかめおか西隣りのふれあいプラザ内にあります。

5. 全国的な地域福祉に関する動向

令和2年2月より拡大した新型コロナウイルス感染症等の影響により、全国的にも困難を抱える人々の孤立・孤独の進行が顕著となっています。本計画の策定にあたっては、コロナ禍での事業の在り方を検討しつつ、近年増加しつつあるヤングケアラーや8050問題、ダブルケア等の課題への対応を図ります。

(1)ヤングケアラー

本来大人が行う家族の介護やケア、身の回りの世話をしている18歳未満の子どものことを指します。支援策や支援する窓口が明確でないことに加えて、家庭内の問題であることやヤングケアラー自体の認知度が低いことから、支援が必要な子どもが発見されにくく、孤立しやすいことが課題となっています。



(2)8050問題

高齢の親が中高年の引きこもりの子どもの生活を支えるという問題のことを言います。今後さらなる高齢化が進む中で、親の収入の減少や親亡き後の問題等の増加、8050問題から9060問題へと事態が深刻化すること等が懸念されています。



(3)ダブルケア

ダブルケアとは自分の子どもの子育てと親の介護を同時に担うことを指します。介護の負担増加による介護離職に加えて、社会的な孤立により、介護者が身体的、精神的、経済的な課題を抱え込むことが問題となっています。



(4)新型コロナウイルスに対応した新たな地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民による福祉活動やボランティア活動はその多くが休止や活動しにくい状態となっています。一方で、コロナ禍で人との交流が制限される中、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の深刻化等の福祉分野における問題は増加しており、今後は、感染拡大防止に配慮しつつ、地域住民による福祉活動・ボランティア活動を推進することが求められます。



6. SDGsの達成

平成27年の国連のサミットで採択をされたSDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) の達成に向け、国においてはSDGs実施方針が定められており、地方自治体においても、積極的な取り組みを推進することが期待されています。

亀岡市においては、SDGsの「誰一人取り残さない社会」の実現が目指されており、「第3期亀岡市地域福祉計画」においても、地域福祉を推進する視点としてSDGsの目標を取り入れ、取り組みを進めることとしています。本計画においても、基本目標や事業を推進することにより、SDGsが定める17のゴールのうち、地域福祉に関連する以下の10のゴールの達成に貢献するような活動展開が求められます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 〈貧困〉 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 〈飢餓〉 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 〈保健〉 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 〈教育〉 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 〈ジェンダー〉 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 〈経済成長と雇用〉 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 〈不平等〉 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 〈持続可能な都市〉 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 〈平和〉 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 〈実施手段〉 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第2章

本市を取り巻く状況

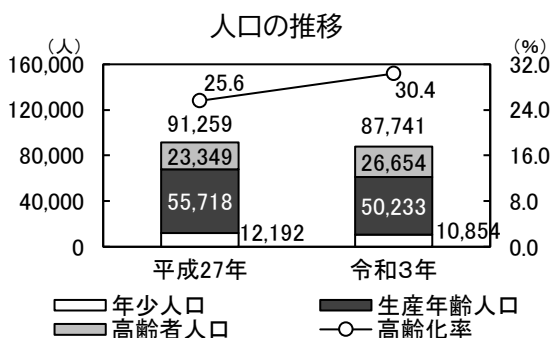
1. 統計データからみる動向

(1) 市統計データからみる動向

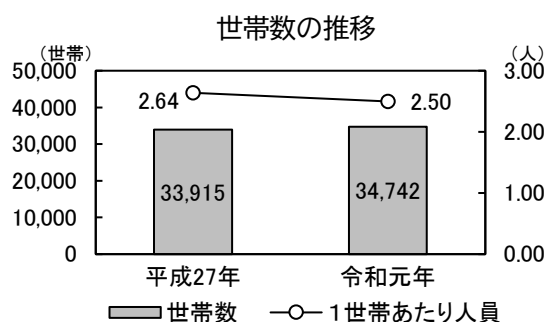
各項目の現状は以下の通りです。(数値は「亀岡市の福祉」等から抜粋)

人口・世帯の状況

- 総人口は年々減少し、令和3年では87,741人となっています。年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向にある一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、高齢化率は令和3年では30.4%と、平成27年から4.8ポイント上昇しています。
- 世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯あたり人員は減少しており、令和元年では2.50人となっています。
- 平成30年の人口の自然減は260人、社会減は430人となっています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日)



資料：亀岡市統計書

これからの人口構造の変化

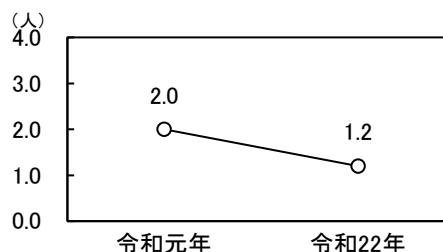
- 1人の高齢者を支える現役世代は、令和元年では2人となっていますが、令和22年には1.2人となることが予測されています。

資料：令和元年は住民基本台帳(4月1日)

令和22年予測は、国立社会保障・人口問題研究所推計

※高齢者1人を支える人数は、15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

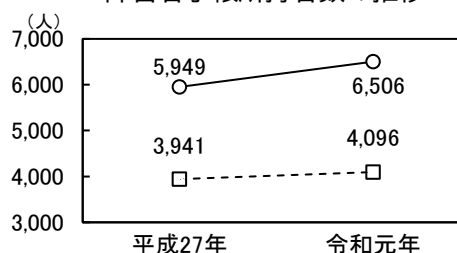
1人の高齢者を支える現役世代の推移



高齢者・障がいのある人の状況

- 要支援・要介護認定者数は、令和元年では4,096人と、平成27年から155人増加しています。
- 障害者手帳所持者数は、令和元年では6,506人と、平成27年から557人増加しています。

要支援・要介護認定者数及び障害者手帳所持者数の推移



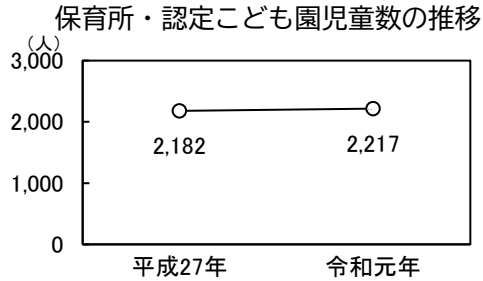
資料：要支援・要介護認定者数/介護保険事業状況報告
障害者手帳所持者数/亀岡市の福祉

--□-- 要支援・要介護認定者数
—○— 障害者手帳所持者数

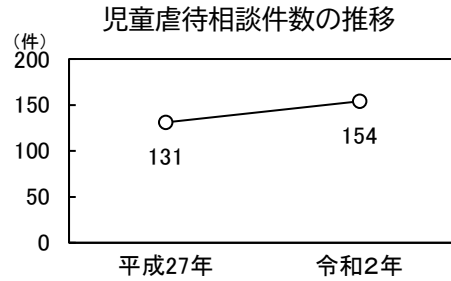
子ども・子育ての状況

○保育所・認定こども園児童数は、令和元年では2,217人と、平成27年から35人増加しています。

○児童虐待の相談件数は、令和2年では154件と、平成27年と比べて23件増加しています。



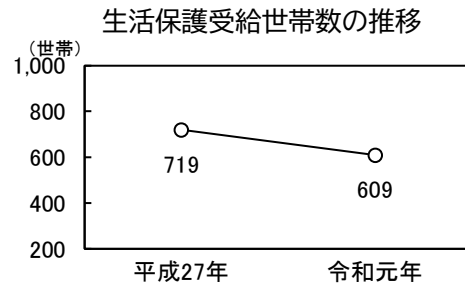
資料：亀岡市保育課提供(各年4月1日)



資料：亀岡市提供

生活困窮者の状況

○生活保護受給世帯は、令和元年では609世帯と、平成27年から110世帯減少しています。



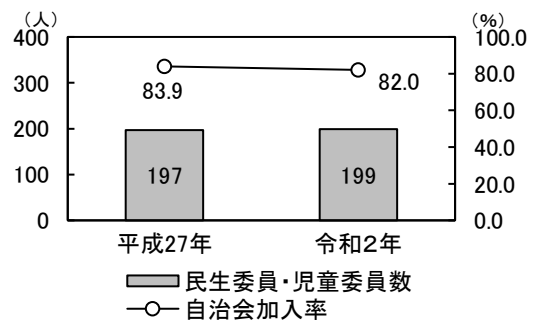
資料：亀岡市提供

地域福祉活動の状況

○民生委員・児童委員数は、令和2年では平成27年とほぼ同数の199人となっています。

○自治会加入率は、令和2年では82.0%と、平成27年から1.9ポイント低下しています。

民生委員・児童委員数及び自治会加入率の推移

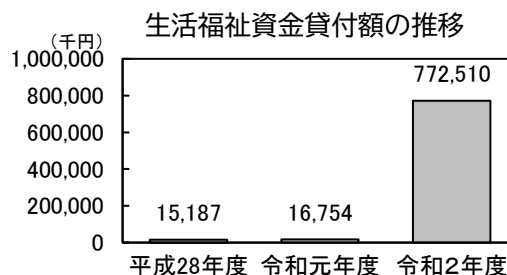


資料：亀岡市提供

(2)市社会福祉協議会データからみる現状 (数値は市社会福祉協議会 (各年度末日))

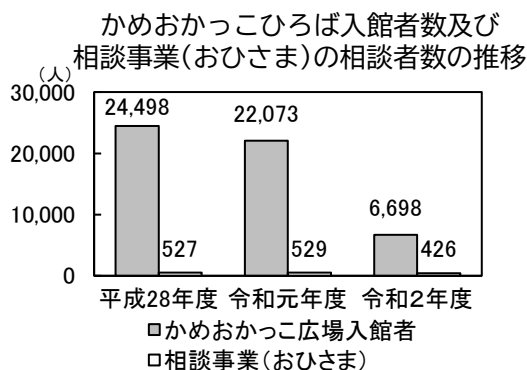
生活困窮者の状況

- 生活福祉資金貸付額は、令和2年度は「新型コロナウイルスにかかる特例貸付」の運用が開始されたため、極めて大幅に増加しています。



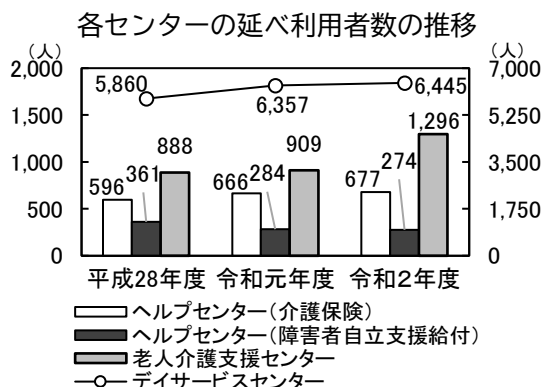
子ども・子育ての状況

- かめおかっこひろば入館者数は、コロナ禍の令和2年度では6,698人と、前年度からは15,375人、平成28年度からは17,800人減少しています。
- 相談事業(おひさま)の相談者数は、コロナ禍の令和2年度では426人と、前年度からは103人、平成28年度からは101人減少しています。



高齢者・障がいのある人の状況

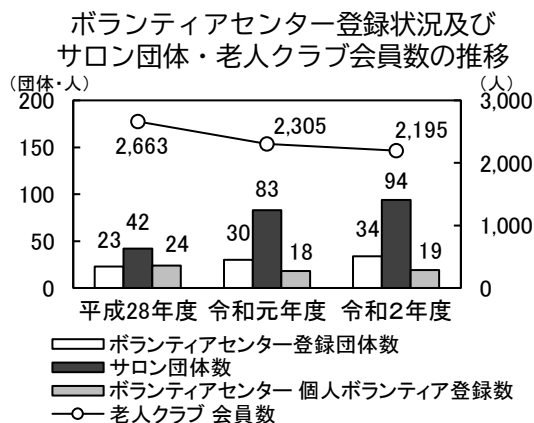
- ヘルプセンターにおける介護保険の延べ利用者数は、令和2年度では677人と、平成28年度から81人増加しています。一方、障害者自立支援給付の延べ利用者数は、令和2年度では274人と、平成28年度から87人減少しています。
- デイサービスセンターの延べ利用者数は、令和2年度では6,445人と、平成28年度から585人増加しています。



- 老人介護支援センターの延べ利用者数は、令和2年度では1,296人となり、前年度からは387人、平成28年度からは408人増加しています。

地域福祉活動の状況

- ボランティアセンター登録団体数は、令和2年度では34団体と、平成28年度から11団体の増加、同センター個人ボランティア登録数は令和2年度では19人と、平成28年度から5人減少しています。
- サロン団体数は、令和2年度では94団体と、平成28年度から52団体増加しています。
- 老人クラブ会員数は、令和2年度では、2,195人と、平成28年度から468人減少しています。(ただし、市老人クラブ連合会加入クラブ)
- 地区社会福祉協議会数は、令和2年度では平成28年度と同数の12地区となっています。



地域のつながりの状況

- 市社会福祉協議会会員数は年々減少しており、令和2年度では14,274人と、平成28年度から1,543人減少しています。
- ファミリーサポートセンター事業の「まかせて会員」数は令和2年度では274人と、平成28年度から66人増加しています。また、「おねがい会員」数は令和2年度では701人と、平成28年度から208人増加しています。両方に属する「両方会員」数は令和2年度では76人と、平成28年度から3人増加しています。
- くらしのサポートサービス事業の協力会員数は令和2年度では25人と、平成28年度から7人減少しています。また、利用会員数は令和2年度では67人と、平成28年度から7人増加しています。

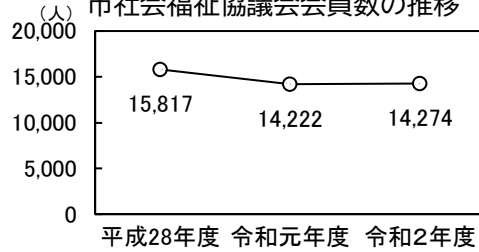
募金運動の状況

- 歳末たすけあい運動の募金額は、令和2年度は6,930,509円と、平成28年度から1,106,601円減少しています。
- 赤い羽根共同募金額は、令和2年度は6,761,868円となっており、前年度からは446,430円、平成28年度からは908,703円減少しています。共同募金助成申請団体数は、令和2年度では64団体と、平成28年度から12団体減少しています。

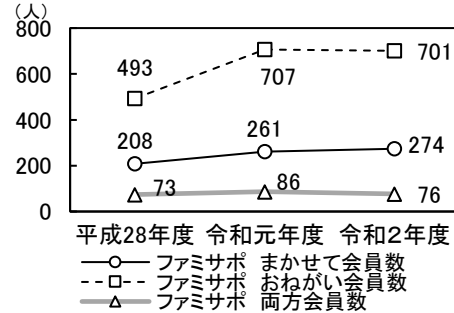
相談支援の状況

- 総合相談件数は、令和2年度では111件となっており、前年度からは54件、平成28年度からは76件増加しています。
- 福祉サービス利用援助事業の利用者数は、令和2年度では45人と、平成28年度から5人増加しており、生活支援員は、令和2年度では平成28年度と同数の18人となっています。

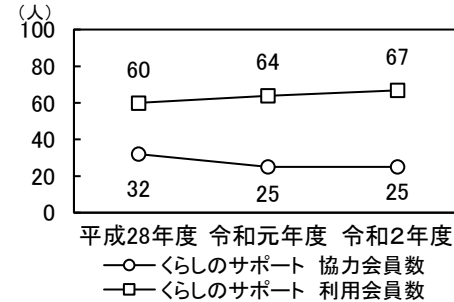
市社会福祉協議会会員数の推移



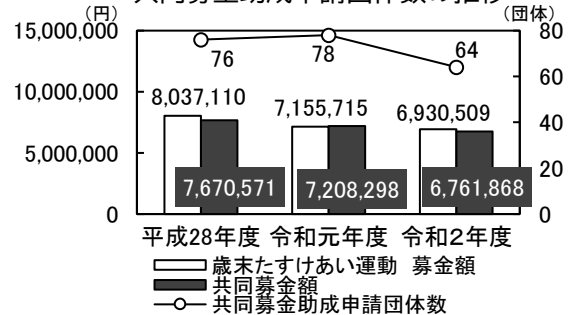
ファミリーサポートセンター事業状況の推移



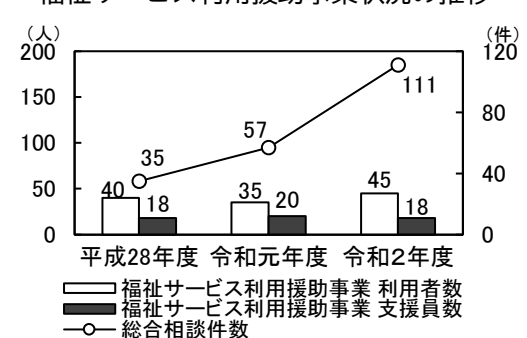
くらしのサポートサービス事業状況の推移



各募金額及び共同募金助成申請団体数の推移



総合相談件数及び福祉サービス利用援助事業状況の推移



2. アンケート調査からみえた現状

令和2年の第3期地域福祉計画策定時に民生委員・児童委員と自治会役員を対象にしたアンケート調査を7月に、活動団体を対象にしたアンケート調査を8月にそれぞれ行いました。アンケート調査の結果概要は以下の通りです。

地域の支え合い助け合いについて

【民生委員・児童委員、自治会役員】

- 地域で困りごとを抱える人を発見する機会としては、自治会役員、民生委員・児童委員の両方で「**地域の見守り活動などから**」が最も多くなっています。
- 地域の支え合いや助け合いの活動をする上での課題としては、全ての地区において、「**活動の担い手が高齢化している**」が最も多くなっており、次いで「**活動を担う人が同じで、負担が大きい**」となっています。
- 地域の住民が助け合いに関心がない理由としては、「**負担が増えることへの不安が大きい**」が最も多くなっています。



【地域福祉関連活動団体】

- 活動を行う上で困っていることとしては、「**メンバーが高齢化してきている**」が最も多く、次いで「**リーダー(後継者)が育たない**」となっています。



地域の問題点・課題点について

【民生委員・児童委員、自治会役員】

- 住んでいる地域の中で感じる課題としては、「**地域の役員などのなり手がない**」が最も多く、次いで「**災害発生時の避難に不安を感じる**」となっています。
- 災害時の要支援者への支援に必要な取り組みとしては、「**災害時の声掛けや安否確認**」が最も多く、次いで「**平常時からの定期的な見守り活動**」となっています。



【地域福祉関連活動団体】

- 活動している中で感じる地域の課題としては、「**災害発生時の避難が不安な人がいる**」が最も多く、次いで「**交通手段がなく、買い物や通院に支援が必要な人がいる**」となっています。



安心して暮らしていくために必要なことについて

【民生委員・児童委員、自治会役員】

○地域で安心して暮らしていくために取り組むべき支え合いや助け合いの活動については、「一人暮らし高齢者、高齢者世帯を対象とする見守りや相談」が最も多く、次いで「災害時一人で避難できない人などへの声掛けや安否確認」が多くなっています。



【地域福祉関連活動団体】

○誰もが安心して暮らしていくために必要な地域福祉の活動としては、「一人暮らし高齢者、高齢者世帯を対象とする見守りや相談」が最も多く、次いで「高齢者サロンなど高齢者の居場所や交流の場づくり」、「災害時一人で避難できない人などへの声掛けや安否確認」となっています。



3. 前回計画の評価・検証

「改定版かめおか地域福祉活動計画」は、地域の福祉課題を解決するために、住民一人ひとりと地域、市社会福祉協議会が行う地域福祉活動を取りまとめた計画です。本計画の策定にあたり、令和元年度(令和2年3月)に作成した「かめおか地域福祉活動計画中間見直し報告書」における「改定版かめおか地域福祉活動計画」の進捗評価や令和2年度の市社会福祉協議会の活動実績を踏まえ、前回計画の成果と課題を整理しました。

改定版かめおか地域福祉活動計画の基本目標

基本目標1 地域福祉の担い手を育む「人づくり」を進めましょう

基本目標2 共に支え合い助け合う地域の「絆づくり」を進めましょう

基本目標3 住民全体の地域福祉を推進する「地域づくり」を進めましょう

基本目標4 社協活動への理解と参画を広げる「基盤づくり」を進めます

基本目標1 地域福祉の担い手を育む「人づくり」を進めましょう

ステップ1 課題に気づける人づくり

ー地域に住むお互いを知り、地域の課題に気づくー

《成果》

生活支援体制整備事業

- 「助け合い支え合いのまちづくり」に向け、共生のまちづくりワークショップ「ともいきラボ」やコアメンバー会議、第1層協議体委員会および実務者会議を行い、人材育成に努めた。
- 介護予防サポーター（担い手）の育成に向け、自主的な市民活動としての組織化に向けた意識の醸成を図った。

社会的孤立防止対策事業

- 要配慮者の見守り支援を行うサポーター（市社会福祉協議会寄り添いサポーター）を養成し、ケース数は限定的ではあるものの、地域社会とのつながりが希薄で社会的孤立の状態にある方へ訪問や相談対応を実施し、心身の健康が保たれる環境をつくることができた。

福祉教育

- 児童・生徒・学校職員を対象に福祉体験や研修を実施し、福祉への理解を深めた。
- 夏休みに中高生を対象に福祉体験学習の機会を提供し、子どもや高齢者、障がいのある人たちとの交流や支援等を行い、いのちの大切さや他人への思いやりの心を培うこと、自分たちにできることを発見して活動することにより、「地域共生社会」を考える機会づくりができた。

《課題》

生活支援体制整備事業

- 新たな人材が参加しやすい環境づくり、しかけづくりが必要となっている。

社会的孤立防止対策事業

- 当事業を広く周知し活動を行っていく上で、**サポーターや見守り活動の担い手が不足している。**
- 要配慮者の見守り支援ニーズはあるもののケースに合わせたサポーターをマッチングするため、**少ない担い手の中から人選することが困難な場合がある。**

福祉教育

- 教職員の福祉教育への理解や教育委員会と**教育現場との連携**といった継続的な福祉教育を実施する上での土台が整備しきれていない。また、内容面においても、障がい理解教育に偏る傾向があり、広い意味での福祉教育となっていない。
- コロナ禍で体験学習の機会を持つことが難しくなっており、児童・生徒の福祉教育の機会が減少している。

ステップ2 地域で活躍する人づくり

ー地域での活動に参加し、地域をつくるー

《成果》

社会的孤立防止対策事業

- 「福祉出前講座」をふれあいサロンや通いの場で開催し、介護予防や地域のつながりづくり、防災に関すること等への理解を深めあい、孤立しがちな高齢者や災害時の要配慮者への理解を広げる講座を開催した。

ボランティア活動支援事業

- 「ボランティア7の日」パソコン講座を開催し、パソコンを活用することで広報力や事務力の向上を図り、ボランティアグループの運営を支援すると共に、ボランティア同士の交流の場を設けることができた。
- ブックレットの発行等により、ボランティアセンターの周知が進んだことで、市民や福祉施設、各地域からのボランティア派遣要請が増えた。

ファミリーサポートセンター事業

- 「まかせて会員」数と「おねがい会員」数は過去5年間を通じて共に少ないながら増加している。
- 「おねがい会員」数に対する「まかせて会員」数が不足する中、コロナ禍においても、子育て家庭のお手伝いがしたいと、まかせて会員講習会に定員数を超える申し込みがあった。
- 保健センターで乳児健診時に行うファミリーサポートセンター事業の広報活動は、健診の待ち時間を使ってその場で登録でき、子育ての情報も得られるため、子育て負担の軽減につながると考える。
- コロナ禍による生活様式の変化と、人との関わりの難しさが顕在化し、自粛生活による社会的孤立の深刻化、ストレスの増大、暮らしの困りごと等から、「おねがい会員」に登録し、活動依頼をするケースがみられ、今後も同様の依頼が予想される。

デイサービスセンター事業

- 市社会福祉協議会内の繋がりを通じてボランティアの参加を呼びかけることで、新たにレクリエーション活動を行うボランティア団体や利用者に寄り添う個人ボランティアが増え、利用者の生活満足度の向上やボランティア一人ひとりの意欲・技術の向上につながった。

《課題》

社会的孤立防止対策事業

- サロン継続のための**担い手づくり**、介護予防や認知症対応等の**専門職のサポート**も今後ますます必要となってくることが予想される。
- 市社会福祉協議会が行っている出前講座について、より活用が広がるよう**広報強化**を行う必要がある。

ボランティア活動支援事業

- 高齢化による**ボランティアグループの活動の継続**が課題となっている。
- 個人ボランティアの活動先を拡充していく必要がある。

ファミリーサポートセンター事業

- 令和2年7月から新しく「ファミサポひろば」を始めたが、利用者にひろばの内容をわかりやすく周知する必要がある。
- 令和2年度末の会員数は「おねがい会員」が701人、「まかせて会員」が274人、両方に属する「両方会員」が76人となっており、子育ての援助を受けたい「おねがい会員」数に対して、援助を行いたい「**まかせて会員**」数が**不足**している。
- 「まかせて会員」数の不足により、一人の「まかせて会員」が複数の依頼を受け、活動しており、**負担の軽減**に取り組む必要がある。
- コロナ禍で育児不安を抱く子育て家庭も多い中、利用者との積極的な関わりを通じたニーズの把握や迅速な対応といった支援が行き届いていない家庭がある。

デイサービスセンター事業

- センター内でのボランティア活動は、より多くの人に参加して頂き、利用者との交流を図る機会を増やす必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、ボランティアの受け入れが困難となったことで、ボランティアの活動機会と利用者の交流の機会が減少した。

基本目標2 共に支え合い助け合う地域の「絆づくり」を進めましょう

ステップ1 地域住民を孤立させない活動を広げる

－気軽に立ち寄れる居場所をつくる／孤立させないつながりをつくる－

《成果》

社会的孤立防止対策事業（ひきこもり家族教室）

- ひきこもり家族教室を通して、ひきこもりの問題に悩む当事者や家族に居場所や交流、学びの場所を提供すると共に、個別の相談等にも対応した。

福祉コミュニティづくり支援事業（サロン活動・市民福祉のつどい）

- ふれあいサロンは、市内の約90ヵ所において活動が活発に行われ、広がりを見せている。
- 例年、市社会福祉協議会職員によるサロン訪問活動でのニーズの聞き取りや、状況把握を行い、サロン活動者同士の研修交流会を開催（年1回）してきた。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のサロン活動が中止となり、今まで通りに開催できなくなったため、開催に向けての支援として、市の保健師同行による出張相談や消毒液の配付、非接触型体温計の貸出や事例紹介等を掲載した広報誌の発行を行った。
- 「市民福祉のつどい」を通して、協力団体の活動を発表したり、広報・交流する場を提供し、市民に世代間交流や地域福祉について考える機会の提供を行った。

ボランティア活動支援事業

- ホームページや広報誌でのボランティア活動の周知に加えて、ブックレットを作成し、全戸回覧によるボランティアの紹介を行った。
- 情報コーナーを社協内に設置し、助成金情報や各ボランティアグループの紹介チラシの配架を行った。また、ボランティアをしたい人と来てほしい人とのマッチングも行った。
- 広報強化により、ボランティアセンター登録団体数が年々増えつつある。
- 市民や福祉施設、各町自治会、各地域のサロン等からのボランティア派遣要請に対して、ボランティアグループや個人ボランティアを紹介している。この数年の中でボランティアセンターの周知も進み要請件数も増えており、その中で、市社会福祉協議会と地域住民団体との関係性がより深まった。

歳末たすけあい運動

- 歳末たすけあい運動による募金を活用し、各自治会単位で年末年始事業や福祉施設への配分を行い、身近な地域で支援が必要な人に対して援助につなげた。
- フェイスブックやホームページを通じて、歳末たすけあい運動の成果や募金の用途について周知を行った。

子育て支援事業

- 市内4か所で出前ひろばを開催し、子ども同士や親同士、世代を越えた交流の場を提供した。
- 出前ひろばはコロナ禍で外出する機会が少ない中でも、地域住民同士でつながり、交流できる場となった。

《課題》

社会的孤立防止対策事業（ひきこもり家族教室）

- ひきこもりについて認識が充分でなかったり、不足している家族や周囲に**相談しにくい家族が潜在化**している。どのような家族でも参加しやすく、既に参加している当事者や家族と交流することができ、悩みの共有や情報交換のできる教室を開催するために、**ひきこもりの人やその家族のニーズを把握**し、事業内容の工夫を行うことや、**相談しやすい場を設定**することが必要である。
- ひきこもり当事者の居場所については、まだ広報が十分に行えていない。

福祉コミュニティづくり支援事業（サロン活動・市民福祉のつどい）

- より身近な地域でのサロン活動を活発にするために、身近な地域でサロンの新規立ち上げを呼びかけていく必要がある。
- 各地域のサロン団体の状況の把握やコロナ禍でもできるレクリエーションの紹介等、コロナ禍で苦慮する**サロン主催者のニーズに対応**する必要がある。
- 「つながりあおう！地域の輪！かめおかの輪！」をテーマに、「市民福祉のつどい」を地域住民、各関係機関と協働し実施してきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、やむを得ず中止した。開催規模や感染症予防対策について検討する必要がある。

ボランティア活動支援事業

- ボランティア活動支援事業においては、ボランティアグループの登録は進んでいるものの、ボランティア活動者同士の交流や連携の機会が不足している。
- 個人ボランティアへの活動機会の紹介が不足している。

歳末たすけあい運動

- 歳末たすけあい運動において**地域募金額が減少**している。
- 地域募金増額に向け広報活動が不足している。
- 地域募金以外の活動の職域募金や募金箱設置個所については増加を図る余地がある。

子育て支援事業

- 住んでいる地域を超えての参加や低月齢の参加者が増加しており、よりニーズに沿った事業の内容が必要である。また、コロナ禍での事業開催に向けた地域での子育て支援者との連携を図る必要がある。

ステップ2 できることから安心を届ける活動をはじめ

－身近な地域で、相談できるしくみをつくる－

《成果》

社会的孤立防止事業（総合相談・寄り添いサポーター）

- 市社会福祉協議会総合相談窓口において、日常生活の困り事等、誰もが相談しやすい窓口とすることに重点を置き、相談者の悩みを受容・共感しながら、関係機関と連携すると共に、電話による状況確認や訪問等の継続的な見守りを行った。
- 要配慮者の見守り支援を行うサポーター（市社会福祉協議会寄り添いサポーター）による訪問活動を実施した。定例会や研修会を継続的に行い、ケース検討や意見交換による技術の向上を図り、外部研修への情報提供も行った。
- 傾聴ボランティアグループとの連携を強化し、地域包括支援センター等からの情報提供により地域から孤立しがちな方への傾聴訪問のための顔合わせマッチング等、橋渡しを行った。

《課題》

社会的孤立防止事業（総合相談・寄り添いサポーター）

- 市社会福祉協議会総合相談窓口について知らない人がいる他、市社会福祉協議会内部での情報交換や関係機関とつながりづくりといった仕組みづくりが整備段階であり、**相談者を適切なサービスにつなぎきれていない部分がある。**
- 寄り添いサポーターの活動者が不足しており、依頼があった際に柔軟に対応することが難しくなっている。**
- 寄り添いサポーターは2名で利用者宅まで訪問しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から活動を休止することもあり、感染対策と寄り添い活動の調整が困難になることがある。
- コロナ禍で従来通りに寄り添い活動を展開することができず、活動できていない寄り添いサポーターがいる。

基本目標3 住民主体の地域福祉を推進する「地域づくり」を進めましょう

ステップ1 地域の課題を見つけ、話し合う活動を広げる

－地域を知り、地域課題を知る／情報が届けられる地域をつくる／地域の課題を共有する－

《成果》

生活支援体制整備事業

- まちづくり勉強会（連続開催）により地域課題を話し合い、そこから第1層協議体委員を擁立できたことにより、生活支援の仕組みづくりを行う第1層協議体を住民の声を反映することができる地域・保健・医療・福祉関係者の協議の場とすることができた。また、直接地域に入り地域課題を把握し、仕組みづくりを進める実務者会議を設置したことにより、地域の実情をくみとり、直接働きかけができる体制を整えることができた。
- 旭町、宮前町で茶話会を開催し、地域の現状や課題を共有することができた。
- 自治会や民生委員児童委員、地域包括支援センターとの懇談を行い、地域の課題や福祉ニーズの共有に努めた。
- 自治会や地区社会福祉協議会、民児協定例会、サロンや居場所等に出向き、支え合い活動についての講座や啓発を行うことで、10年後20年後も安心して暮らしていける仕組みづくりを考えていくという本事業への理解を広げ、何か取り組みを始めようとする意欲のある人に対して活動に必要な情報の提供を行った。
- 地域住民が地域の状況や課題を共有し、地域共生社会の実現に取り組むための基礎資料として、町ごとの「地域カルテ」の作成に着手した。

福祉コミュニティづくり支援事業

- 地区社会福祉協議会等の小地域福祉活動においては、サロン活動等を通じて見守り支援を行うことで、孤立・孤独を防ぐと共に、ふれ合い支え合いのある安全安心な地域づくりを目指す活動の強化を図った。
- 地域の共助に向けて、地域住民やサロン参加者等を対象に、孤立しがちな高齢者や災害時の要配慮者への理解を深める講座を開催した。
- 地区社協・自治会役員の方々に「きょうと地域福祉活動実践交流会」へ参加してもらうことで地域づくりについて考えるきっかけを提供した。

福祉サービス利用援助事業

- 契約希望者の抱える問題が多様化・複雑化する中でも、新規に利用希望があった方への契約を行い、支援が必要な人に対して、福祉サービスを利用するための援助や金銭管理の支援を行うことができた。
- 市社会福祉協議会の他事業と連携し、世帯全体への支援を実施することができた。

くらしのサポートサービス事業

- 亀岡市内の各包括支援センターや居宅介護支援事業所および指定相談支援事業所等へ本事業の広報を行い、支援が必要な方へ情報が届き利用に繋がるよう尽力した。
- 協力会員研修交流会を実施し、年度内の実施状況および協力会員同士で感じていること等を共有し情報交換を実施した。

生活福祉資金貸付事業

- 貸付希望者から相談があった際、地区担当の民生委員と連携を図り、困窮世帯が継続して住み慣れた地域で生活できるよう情報共有を実施したことに加えて、市社会福祉協議会の他事業と連携し、世帯全体の支援を積極的に実施することができた。
- 長期滞納者に対し、自宅を訪問し生活状況を聞き取った上で償還に繋げることができた。
- 令和2年度については、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対しての特例貸付」の運用が開始され、相談・受付数とも格段に増加したが、迅速かつ柔軟な対応を行い、貸付希望者の生活再建に繋がるよう支援を行った。
- 市内の中学校へ訪問し、教職員に対して教育支援資金の説明を実施することで、制度の周知を図った。
- 申請の対象外となる相談者の課題や状況を把握し、適切な制度や機関につなぐ取り組みが行えた。

ホームヘルプセンター事業

- 地域支援課と連携し、くらしのサポートサービスや福祉サービス利用援助事業の利用者に対して、訪問介護事業として訪問し、寄り添うことができた。
- 他のサービス事業所と連携し、地域の人からの介護相談をサービスへと繋げた。

ボランティア活動支援事業

- 公共交通やコミュニティバス等の経路から外れ、買い物や通院の不便を感じる地域において、近年住民ボランティアによる移動支援への関心が高まっている。それらへの支援として、令和元年に道路運送法や保険、各地の事例等について専門家からの情報提供と、関心を持つ住民と一緒に考える場として全3回の「ボランティア移送セミナー」を行った。
- IT技術のめざましい進歩により、日常生活にもインターネットやパソコン、スマートフォン等の電子機器の活用が広まりつつあるが、一方でIT格差も現れているため、ボランティアやふれあいサロン活動者への支援として、平成29年度から「ボランティア7の日」パソコン講座、令和3年度からスマートフォン講座を実施した。

《課題》

生活支援体制整備事業

- より身近な地域において、「小さなつながり会議（仮称）」の開催や、より具体的なニーズの把握、地域のキーになる方とのつながりづくり等により**地域ごとの事情に即した取り組み**を進める段階にある。
- 「地域カルテ」の作成は新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会や地区社協への聞き取りの段階に留まった。地域包括支援センターやその他の団体への聞き取りによる情報の充実や地域カルテを活用した地域課題の共有が十分に行えていない現状がある。

福祉コミュニティづくり支援事業

- 行政・自治会・民生委員児童委員等の連携を強化する必要がある。
- 地域課題の共有**を進める必要がある。

福祉サービス利用援助事業

- 複雑な課題を抱える契約待機者が増加したことで新規契約までに時間を要している。
- 利用者・契約待機者数に対して生活支援員数が不足しており、コロナ禍における感染予防を踏まえた支援の継続性が課題となっている。

くらしのサポートサービス事業

- 活動可能な協力会員が減少し、それに伴い協力会員一人あたりの担当件数が増加した。また、市中心部在住の協力会員が少ないことに加え、時間や費用の関係で市中心部から離れるほどマッチング調整が困難となっている。
- コロナ禍における活動では、感染リスクの低減と利用会員への継続的なサポートの提供とのバランスについては検討する必要がある。

生活福祉資金貸付事業

- 申請の対象外となる相談者が取り残されることがないように、対応可能な事業や支援の検討に向けた市社会福祉協議会内での**組織横断的な情報共有**を図る必要がある。
- 滞納者の生活状況等、滞納者の状況に応じた償還促進をいかに行うかが課題となっている。
- 生活困窮世帯にある子どもが、経済的困窮を理由に進学等をあきらめることがないように支援する教育支援資金の制度についての情報が行き渡っていない人がいる。中学校・高校へ積極的に働きかけ、**学校との関係構築**を図る必要がある。

ホームヘルプセンター事業

- 事業所と連携し、情報の共有を行うことはできたが、必要な支援が提供されていない人に対応する必要がある。
- 多くの市民の方にホームヘルプセンターを知っていただく取り組みができていない。

ステップ2 各活動団体の充実と連携づくりを進める

—活動者どうしが交流し、情報を発信する／活動団体の結びつきを強くし、連携して活動を行う—

《成果》

福祉コミュニティづくり支援事業

- 地区社協・自治会役員の方々に「きょうと地域福祉活動実践交流会」へ参加してもらうことで地域づくりについて考えるきっかけを提供した。
- サロン交流会においては、サロン活動者対象の研修・交流会を開催し、活動への意欲と意識を高めることができた。
- サロンを楽しく魅力あるものにし、継続していくために、活動紹介や情報交換等を行い、サロン活動者同士が交流し、ヒントを得て新たな活動のきっかけをつくる機会を提供した。また、アンケート調査を行い、地域ニーズを把握した。

子育て支援事業

- 子育てサークル代表者交流会を開催し、市内で活動するサークルの方同士で交流し、意見交換する場を提供した。令和2年度はコロナ禍での実施ということもあり、オンラインでも開催した。

《課題》

福祉コミュニティづくり支援事業

- コロナ禍で住民の交流活動が停滞する中、市社会福祉協議会と地区社協の連携や、地域内の関係者の連携を図りつつ、地域課題の深刻化に対応する必要がある。
- コロナ禍で地域活動団体の活動が停滞する中、コロナ禍での工夫した活動事例等の情報提供等を継続的に行い、**活動再開を支援**していく必要がある。

子育て支援事業

- 各地域の児童数の減少化が顕著に現れており、サークルへの参加者が少ない。また、サークルの**運営者の世代交代**が難しくなっている。
- コロナ禍で感染症予防対策について正しく適切な情報が必要となり、それぞれのサークルの活動も開催が難しい現状がある。

基本目標4 社協活動への理解と参画を広げる「基盤づくり」を進めます

連携・協働で進める地域福祉

－市社協・地区社協の役割／地域包括ケア体制／ボランティア活動／共同募金－

《成果》

生活支援体制整備事業

- 地域の生活課題の解決に向けての仕組みづくりを行うため第1層協議体委員会を設置し、機能強化に努めると共に、第1層生活支援コーディネーターの配置を行い、地域の生活課題の把握や関係機関との連携を強化した。
- 共生のまちづくりフォーラム、まちづくり勉強会、共生のまちづくりワークショップ「ともいきラボ」やコアメンバー会議を行い事業推進の基盤づくりに努めた。
- 第1層協議体の住民メンバー、生活支援コーディネーター、シルバー人材センター、環境事業公社、市民活動推進センター等が地域の生活課題について連携・協議を行う拡大版実務者会議を開催し事業推進の基盤強化を行った。

社会的孤立防止対策事業

- 市と市社会福祉協議会の担当者として、現状で生活困窮や孤立されている方への支援についての定例会議を行い、ケースについての検討を行った。
- 福祉関係、教育関係等の支援機関同士のつながりを目的とした「なんたん絆ネットワーク会議」、連携強化のための「絆HUB会議」へ参加し、関係機関との連携体制を構築し、南丹地域におけるひきこもりや不登校の方々の支援に向けた情報共有を行い、支援に活かすことができた。

ボランティア活動支援事業

- 活動団体に対して、運営や助成金申請に関する相談支援を行った。
- サロンや福祉施設等からのボランティア派遣要請に対し、ボランティアグループや個人ボランティアの紹介等のボランティアセンター運営業務を推進することにより、地域福祉の向上に寄与した。
- 新しいボランティアグループの立ち上げ支援や、ボランティアセンターへの新規登録促進に努めた。令和2年度は、コロナ禍でマッチング相談の件数は激減したものの、ボランティアグループを紹介した広報誌を年2回発行したことで、新規登録者数が増えた。

赤い羽根共同募金

- 「自分の町を良くする仕組み」として、市民の募金で市民自らの活動を応援する赤い羽根共同募金を拡げて募金額を増やすため、寄付つき自動販売機の設置や地域の祭り等に出向いてのイベント募金、募金百貨店等の取り組みを行った。
- 共同募金助成金の活用を広げるため相談窓口を設けた。
- 共同募金改革として、より公正な審査体制や地域の実情に応じた要綱の見直し、市民にわかりやすい申請の手引き等を作成した。

子育て支援事業

- 子育て支援事業においては、コロナ禍で思うように外出できず、孤立しがちな子育て家庭や妊婦に、子ども同士や親同士での交流機会を提供することで、子育てや産前産後の不安の軽減を図った。
- 子育て世代に必要な他機関の情報、「かめおかっひろば おたより」の発行、LINEやホームページによる広報、フェイスブックやLINEによる子育て支援センターの事業情報の発信を行った。LINEの配信は、情報を得るツールとして好評を得た。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、特に配慮が必要な出産前後の人には、オンラインでのつどいを実施することで、継続してつながることができた。

災害ボランティアセンター

- 他団体との合同訓練を実施し、災害時の連携について共通認識を持つと共に、小学生の防災意識向上に取り組んだ。
- 災害ボランティアセンター講演会を開催し、地域住民に災害を地域づくりの視点から考える機会を持って頂くと共に、亀岡市内在住の災害時登録ボランティアの募集についても力を入れ、増員に取り組んだ。
- 災害時においては、非常時体制に移行し、平成30年7月豪雨、9月短期集中豪雨による対応の中では、ニーズ把握に回り、丁寧な対応ができた。
- コロナ禍でも南丹ブロックの社協での合同訓練や災害ボランティアセンターでの感染拡大防止を踏まえた訓練を実施した。

老人介護支援センター

- 新体制に移行し、新規受け入れの増加に繋がった。また、市や関係機関との情報共有を深め、利用者・家族に寄り添うサービス提供や支援を行えるよう密に連携を図ることができた。

デイサービスセンター

- ギャラリーかめおか内で市老人クラブ連合会の「趣味の作品展」やその他地域の展示会への参加を行い、地域の高齢者とのふれ合い交流を図った。

《課題》

生活支援体制整備事業

- 生活の中で身近な地域課題に気づき、情報発信を行う「ともいきさん」等の見守り支援や生活支援の担い手が不足している。
- ウィズコロナの事業展開を検討する必要がある。
- 身近な地域での支え合いや助け合いの仕組みづくりを行うため、第2層協議体の設置に向けた準備を進める必要がある。
- コミュニティバス等の経路から離れており移動手段がない人の通院や買い物、地域の活動に参加を支援する必要がある。
- 調理やゴミ捨て等の日常生活の行動に不便を感じる高齢者を支援する必要がある。

社会的孤立防止対策事業

- なんたん絆ネットワーク会議は、福祉・教育・就労支援関係者と行政等の支援機関同士のつながりを目的として開催しているが、情報共有程度に留まり、成果が見えにくく、専門的な課題について取り組むことがあるものの、市社会福祉協議会の役割が不明確となっていることがある。

ボランティア活動支援事業

- 活動者の高齢化に伴い、**担い手が不足**している。
- ボランティアグループごとに普段の活動の見学等を通じた関係性の構築に差があり、活動の実情を十分に把握した上での支援が行えていない団体もある。

赤い羽根共同募金

- 共同募金助成金が**住民の福祉活動の推進に活用しきれ**ていない部分がある。
- 募金についての**情報が十分に行き渡**っておらず、**募金額が減少傾向**にある。

子育て支援事業

- コロナ禍で、子育てや産前産後の不安を抱える**子育て家庭や妊婦の交流の場が減少**している。
- LINEやフェイスブックを通じた新型コロナウイルス感染症拡大の状況による開館状況やつどいの開催、中止等の情報の提供を求める利用者が多い。

災害ボランティアセンター

- 避難行動要配慮者名簿の活用方法について、明確にする必要がある。
- 発災時において自治会未加入地域の被災状況・ニーズの把握が困難なことや、コロナ禍で予想される他府県の災害ボランティアの募集ができない場合の人員不足等が課題である。
- 自治会加入率の低下も影響して、地域で孤立している世帯のニーズ把握が遅れたケースも生じている。

老人介護支援センター

- コロナ禍での感染症対策やサービスの提供方法が検討できておらず、サービス利用や新規受け入れ時の会議開催ができない場合があった。

デイサービスセンター

- デイサービス内の午前と午後のボランティア活動は、地域とのつながりにより、個人や活動団体と協働できている一方で、地域住民との交流をより充実させる必要がある。

4. 現状・課題の整理

統計資料や地域福祉計画におけるアンケート調査結果、前回計画の評価・検証を踏まえ、本計画を策定する上での現状・課題を整理しています。

1 地域のつながりづくり

今後は、高齢単身世帯や地域で孤立している人等を地域全体で支えていくための住民意識の醸成や地域福祉に関する情報の広報強化に取り組む必要があります。加えて住民同士の交流を促進し、地域の中で支援を必要としている人の情報や地域の課題を共有することにより、地域全体で互いに支え合う地域共生社会を築いていく必要があります。また、コロナ禍で活動が停滞する中でも活動者が孤立しないためのつながりをつくっていくことが求められます。



統計資料では

- 少子高齢化や人口減少が進行している。
- 核家族世帯の増加や自治会加入率の低下が進んでいる。

事業評価では

- 交流やつながりの場としてのふれあいサロンは、近年増えつつあるものの、担い手の高齢化等の影響が予想されるため、より身近な歩いて行ける範囲での小さなサロンの新規立ち上げを進めていく必要がある。また、既存のサロンへの継続への支援を行っていく必要がある。
- より多くの地域への「福祉出前講座」を実施し、地域課題の把握とともに、つながりづくりや見守り活動の大切さ、共生社会についての啓発を行う必要がある。

2 担い手の確保・育成

高齢化により支援を求める人が増加する一方で、地域の中で支援を求める人を発見し、対応する担い手が不足しているため、教育現場等の様々な主体と連携を図りながら、若者世代や現役の働き盛り世代の新規の参加者の増加に向けた周知啓発をするとともに、現在活動している担い手の負担軽減に取り組む必要があります。

さらに、児童生徒に対して障がい理解教育に留まらない福祉教育を提供し、多様性や地域共生社会についての理解や考えを育むことで将来の担い手の育成へとつなげます。



アンケートでは

- 地域の支え合いや助け合い活動では支援を行う担い手の高齢化が課題となっている。

事業評価では

- 高齢化により担い手が不足している。
- ボランティア活動や身近な地域で見守り支援や生活支援を行う担い手が不足しており、担い手一人ひとりの負担が増加している。
- 教育現場との連携が不足していることに加えて、福祉教育が障がい理解教育に留まっている。
- ボランティアグループ活動者の負担感が増加している。

3 子育て家庭への支援

子育ての支援においては、子どもの年代に合わせた事業内容の工夫が求められています。加えて、コロナ禍での子育て家庭や妊婦の不安解消に向けて、感染症対策を踏まえた居場所づくりや交流の機会の充実や講座等の情報の周知を図るとともに、子育て家庭同士のつながりの創出に向けた子育てサークルの維持に取り組みます。また、「まかせて会員」の増加に向けた情報発信を行い、親の負担軽減に取り組むことも重要となります。



統計資料では

- 保育所・認定こども園児童数が多くなっている。
- 児童虐待の相談件数は増えている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、かめおかっこひろば入館者数及び相談事業(おひさま)の相談者数は減少している。

事業評価では

- コロナ禍で子育て家庭や妊婦の交流の場が減少している。
- 「まかせて会員」が不足している。
- サークルの参加者が少なく、サークル運営者の世代交代が難しくなっている。

4 ひきこもりへの支援

地域間での連携を強化し、ひきこもりの人やその家族の早期発見に取り組むとともに、相談しやすい環境をつくるために、ひきこもりについての正しい理解や適切な対応方法等の情報の発信や相談窓口の周知を行います。加えて、参加される方のニーズを踏まえた家族教室や居場所づくり、相談支援や見守り支援の充実が必要となります。



事業評価では

- 相談しにくい人やその家族が潜在化している。
- 寄り添いサポーターが不足している。
- ひきこもりの人や家族のニーズの把握や、より相談を行いやすい場の設定等の環境整備が不足している。

5 課題を抱えている人の把握・相談支援体制の強化

多様な問題や複雑な問題を抱える人を地域の見守り体制の充実や早期の相談や適切なサービスにつなげるための体制整備を行うとともに、身近な地域での支援を強化していく必要があります。また、支援を必要とする人の情報を市社会福祉協議会内や行政等の関係機関とで十分に共有していくことが求められます。



市社協データでは

- 総合相談件数は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、これまで以上に増加している。

事業評価では

- 学校との関係構築や組織横断的な情報共有が不足している。

6 災害時支援体制の強化

災害発生後、日常生活の復旧支援を必要とする人が多くなることが予想され、様々なニーズに対応できるよう、支援内容の充実を図る必要があります。加えて、平時より地域で顔の見える関係づくりに取り組むことや、登録ボランティアを確保していくことが求められます。また、コロナ禍での感染症対策の観点を踏まえた復旧支援の実施が必要になります。



アンケートでは

- 災害発生時の避難について、不安を感じる人や不安な人がいると感じる人が多くなっている。

事業評価では

- 自治会未加入の地域での発災時の被災状況・ニーズの把握が困難なことやコロナ禍で他府県の災害ボランティア募集ができない場合の人員確保の方法等が課題となっている。

7 生活支援体制の充実

高齢化が進む中で、歳を重ねても望む地域で安心して生活を送るためには、介護予防や生きがいの場、買い物や通院等の日常生活を支える仕組みが必要となります。安心して暮らせる生活を支援する体制整備（地域づくり）を住民や地域団体・事業所と協働して進めていく必要があります。また、地域の支え合い活動を広げるための支援が必要となります。



事業評価では

- 日常生活の行動に不便を感じる高齢者が増加しており、移動手段がないことで、買い物、通院、活動への参加が困難となっている人も出てきている。
- 周辺部ほどマッチングが困難となっている。

第3章

地域福祉活動計画の理念・目標

1. 基本理念

互いにつながり合い、 誰もがずっと住み続けられるまちづくり

コロナ禍で孤立・孤独が加速する中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしくずっと住み続けるためには、地域住民同士のつながりづくりが必要となります。また、SDGsが掲げる「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会を実現するためにも、市社協や市内の各主体、市民が協働し、誰もが互いに尊重しあい、つながりあえる地域に向け、担い手の育成や課題を抱える人への支援等の取り組みを推進していきます。

2. 基本目標

基本目標1 安心・安全に暮らしていけるコミュニティをつくろう

日常生活の「お互いさま」の支え合いの充実や災害時の助け合いに向けた日頃からの見守り支援、課題や不安を抱える人同士が悩みを共有できる居場所づくりに取り組むことで、安心・安全に暮らし続けることのできるコミュニティをつくります。

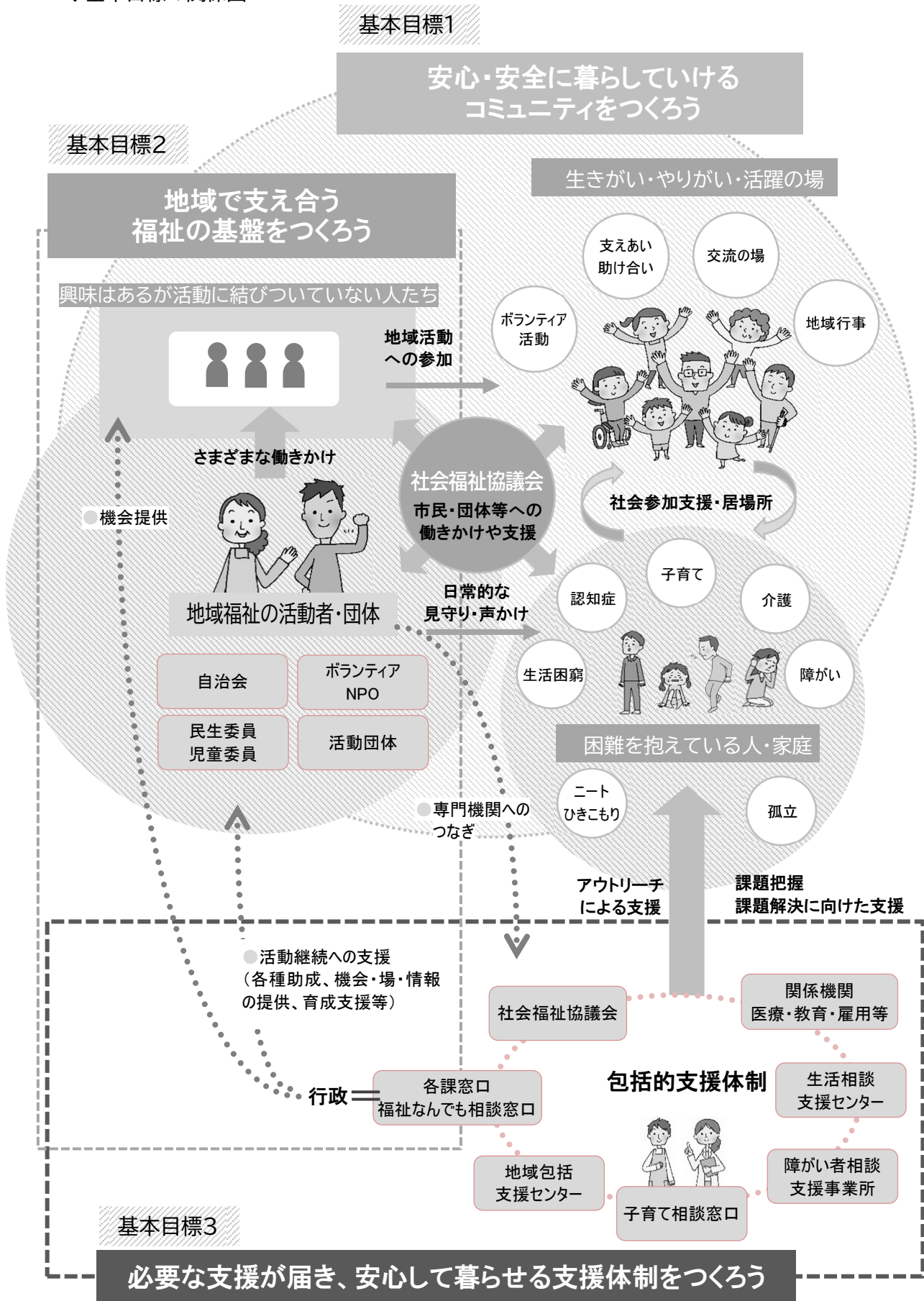
基本目標2 地域で支え合う福祉の基盤をつくろう

市社協やボランティアグループ、福祉に関わる各団体による福祉の基盤をつくるために、福祉活動への若者世代や現役の働き盛り世代等の参加拡大に向けた情報発信に取り組めます。さらに、活動団体や地区社協の運営基盤を強化するとともに、ボランティア等の地域で活動する人と地域住民との交流を促進し、地域の福祉活動に参画してもらえる人を増やします。

基本目標3 必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

課題を抱える人が必要な支援を受けながら、安心して暮らせる支援体制をつくるために、早期発見に取り組む相談支援につなげると共に、困難な事例に対しても関係機関が協働して支援に当たる重層的支援体制を構築します。


◆基本目標の関係図



3. 計画の施策体系

〈基本目標1〉

安心・安全に暮らしていけるコミュニティをつくろう



(1) 誰にとっても安心
できる地域づくり

- ①見守り活動の活性化
- ②地域での居場所づくり
- ③生きがいと社会参加の促進

(2) 日常生活を支える
支援の充実

- ①生活支援サービスの充実
- ②生活困窮者への支援
- ③生活環境の整備

(3) 災害時の支え合い
の仕組みづくり

- ①防災・減災意識の向上
- ②災害時における被災者支援

〈基本目標2〉

地域で支え合う福祉の基盤をつくろう



(1) 市民参加による
地域福祉の推進

- ①見守り・支え合いの体制の充実
- ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③身近な地域での福祉基盤の強化

(2) ボランティア・
市民活動の推進

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進

(3) 新たな担い手の
育成

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②担い手の育成に向けた活動の充実
- ③活躍できる場の拡大

〈基本目標3〉

必要な支援が届き、安心して暮らせる
支援体制をつくろう



(1)相談窓口機能の
充実

- ①各分野の相談窓口の充実
- ②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

(2)権利擁護体制の
充実

- ①成年後見制度の利用促進
- ②金銭管理に関するサービスの啓発
- ③虐待防止の取り組み

第4章

施策の展開

基本目標1 安心・安全に暮らしていけるコミュニティをつくろう

(1)誰にとっても安心できる地域づくり

● 目指す姿 ●

課題を抱える人を孤立させないよう、身近な地域でのつながりをつくり、誰もが生きがいを持って楽しく社会に参加できる環境

施策展開

①見守り活動の活性化

課題を抱える人が孤立し、見過ごされることがないように、民生委員・児童委員や自治会、活動団体等と連携を図るとともに、住民によるゆるやかな見守り活動を広げることで、早期の発見に取り組むとともに、必要な支援へとつなげます。

わたしも
できること

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動について知りましょう。
- 自治会のイベント・行事等の地域の交流の場に参加し、隣近所の人とコミュニケーションを図りましょう。
- あいさつからはじめ、一人ひとりが（自分のことだけでなく）ご近所や自分の周りに目を向け、温かい見守りの意識を持ちましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 住民によるゆるやかな見守りのネットワークを広げましょう。
- 地域の安全・安心は、地域みんなで守っていく意識を醸成しましょう。
- 多様性を尊重し、誰もが参加しやすい地域交流活動を実施しましょう。

社協の
役割

- 地域で活躍する様々な活動団体の活動を支援し、連携体制を強化します。
- 民生委員・児童委員との連携をさらに深め、活動を支援します。
- 包括支援センターと連携し、地域住民やボランティア活動者との橋渡しを行います。
- 老人クラブ連合会や障害児者を守る協議会、母子寡婦福祉会等の当事者団体の支援を行います。
- ふれあいサロン・子育てサークル等への訪問支援を通じ、見守り活動の担い手を増やす啓発を行います。

②地域での居場所づくり

身近な地域で住民が交流し、つながり合える場を広げるとともに、属性によらず誰もが気軽に参加できる場にするための意識づくりに取り組みます。

わたしも
できること

- サークル活動やふれあいサロン、ラジオ体操、ウォーキング等の交流活動が地域で行われていないか調べましょう。
- 近くで行われている交流活動に参加し、ご近所や身近な地域の気が合う仲間を見つけましょう。

ご近所・
区・町で
できること

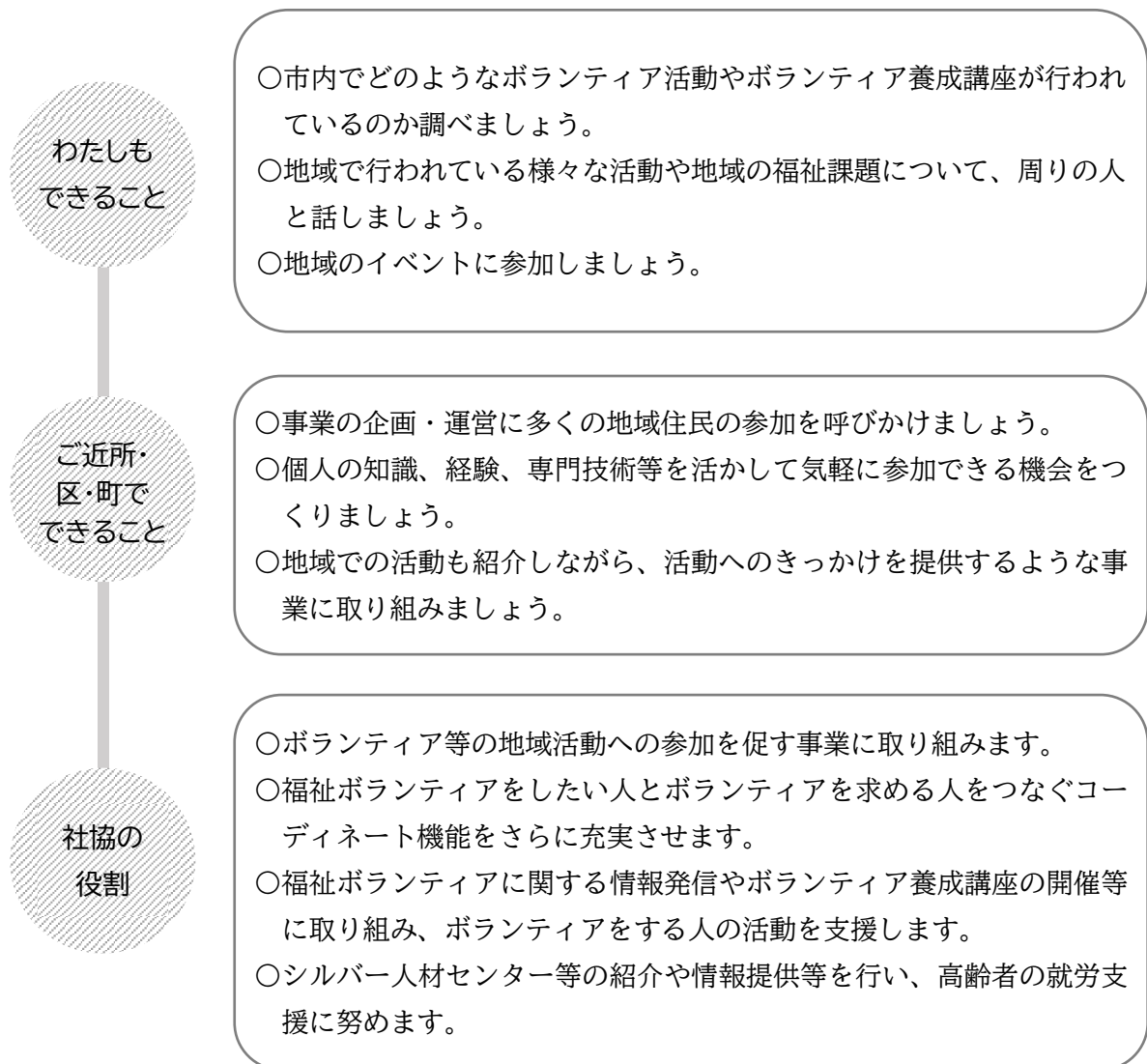
- ふれあいサロン等の活動に、公民館や集会所、民家等の普段あまり利用していない時間帯、スペース等を提供しましょう。
- 自治会や区、町会等で、サロン活動等への会場の提供や助成、広報等の支援を行いましょ。
- 民生委員・児童委員は、サロン活動等を通じた情報提供を活用しましょ。

社協の
役割

- ひきこもり家族教室の定期開催を継続し、利用している方々の安心した空間を守ります。
- ふれあいサロン等の新規利用者を促し、ひきこもり状態の方が外に出るきっかけにします。
- 利用者間のグループとしての発展を目指し、利用者主体の活動にしていきます。
- ひきこもりに悩むご家族を対象に「ひきこもり家族教室」を実施しています。
- いきがい曾我部を継続開催します。
- ひきこもり家族教室やひきこもり当事者の居場所「秋桜」を開催します。
- ふれあいサロン等の住民が自主的に行う交流活動の場が、歩いて行けるような身近な地域でたくさんできるように、立ち上げ支援や活動継続支援を行います。
- 赤い羽根共同募金助成や民間の助成金の紹介等のサポートを行います。
- アトラクションやボランティアの紹介、イベントグッズの貸し出し、ネタやゲーム講師の紹介を行います。
- それぞれのサロンの活動者の孤立を防ぐため、訪問や相談対応、サロン活動者の交流の場を設けます。

③生きがいと社会参加の促進

就労やボランティア等の地域活動を通じて、社会参画をしながら生きがいを持って暮らすことができるよう、地域人材の掘り起しや学習・就労の機会の充実を図ります。



具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
社会的孤立防止対策事業(市定例会、絆HUB会議、なんたん絆ネットワーク会議)	市定例会・絆HUB会議・なんたん絆ネットワーク会議で情報共有し、参加団体の活動を知ることで連携を取りながら、必要時に調整を行い、課題解決に向かうようにします。	地域福祉係	①

事業名	内容	担当	施策展開
社会的孤立防止対策事業（居場所づくり）	新たなサロンの立ち上げ支援や備品の貸し出し、運営の相談等の支援を行います。加えて、出前講座のボランティア団体の紹介や派遣を行います。	地域福祉係	②
子育て支援センター事業（かめおかっこひろば）	「つどい事業」や「こどものあそびば（かめまるランド）」を通して、子育て家庭に寄り添った相談・援助活動の推進を行うとともに、相談支援員を中心に子育ての不安や悩みの相談に対応します。また、必要に応じて他機関との連携を図ります。	子育て支援センター	②
高齢者介護予防拠点活動支援事業（いきがい曾我部）	要介護認定を受けていない 65 歳以上の在宅で生活する高齢者を対象に交流の場を提供し、体操や趣味、レクリエーションを通じて、要介護状態の進行防止、健康保持を図ります。	地域福祉係	②
社会的孤立防止対策事業（ひきこもり家族教室）	ひきこもりに悩む当事者やその家族が集い、研修や交流等を通して、ひきこもりについて学び、理解を深め、情報交換することで、当事者やその家族の居場所となり、気分転換や心身の負担の軽減、課題の解決につながります。	地域福祉係	② ③
地域包括支援センター事業	対象者の心身や世帯の状況に合わせた自立支援の介護予防サービス計画を作成します。また、高齢者の心身の健康の維持につながる介護予防の取り組みを行います。	地域包括支援センター	③

(2)日常生活を支える支援の充実

● 目指す姿 ●

高齢者や障がいのある人、生活困窮者等を含めた地域住民の誰もが安心・安全に暮らし続けることのできる環境

施策展開

①生活支援サービスの充実

住民の誰もが安心して生活を送ることができるよう、支援を必要としている人に適切なサービスが提供されるための体制整備、環境整備を行う。また、住んでいる地域により、日常生活上の買い物や通院に困難を抱える人、ごみ出し等に不便を抱える人への支援の充実を図ります。

わたしも
できること

- 福祉サービスについての正しい認識を深めましょう。
- 買い物や移動、ごみ出し等に関して困っている人がいたら、できる範囲で声かけやちょっとしたお手伝い、情報提供をしましょう。
- サービスを利用する際、わからないことについては問い合わせを行い、理解した上で利用しましょう。

ご近所・
区・町で
できること

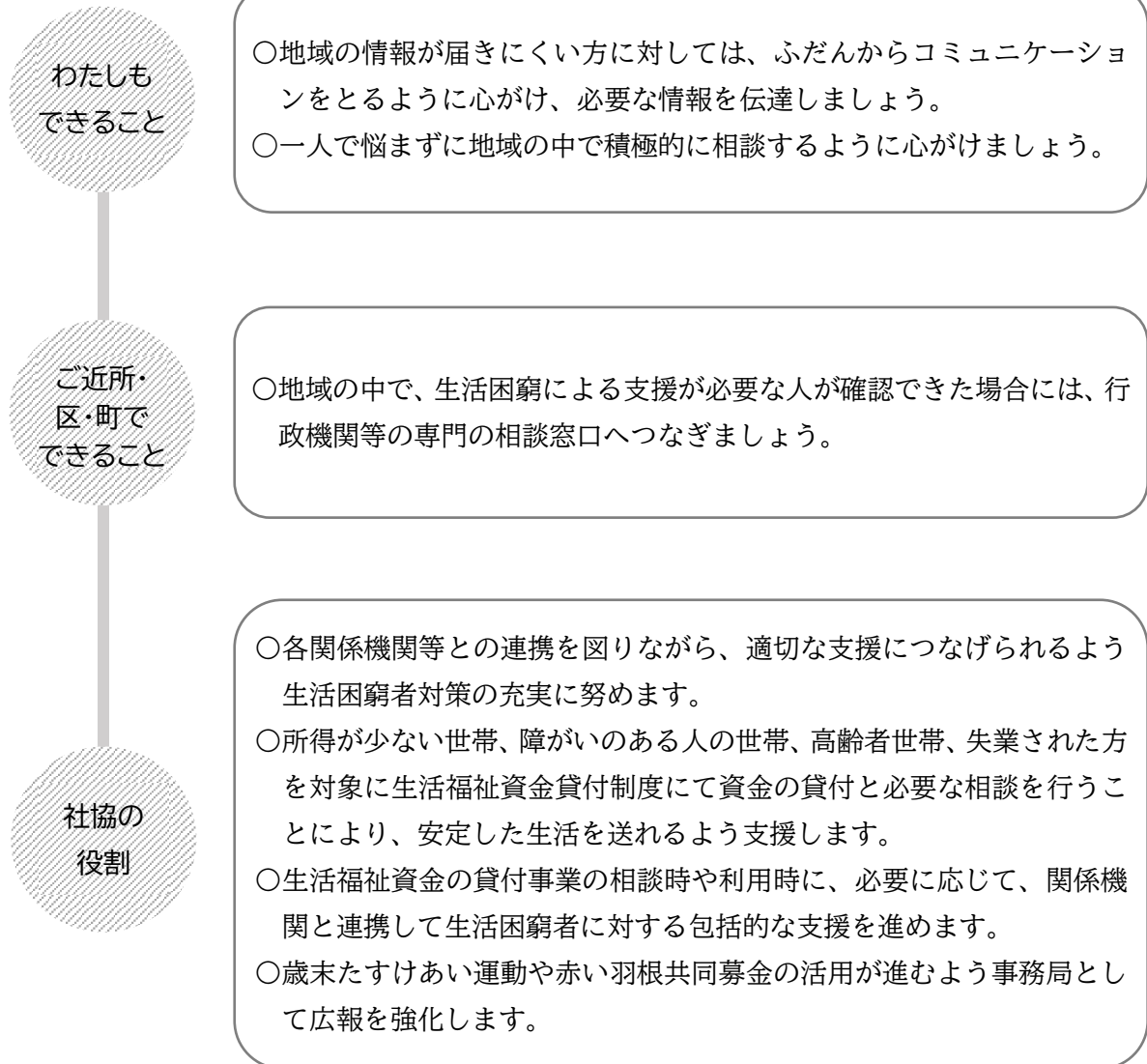
- 地域の相談窓口の情報を口コミやSNS等を活用して広めましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいる場合は、行政や民生委員・児童委員等へ伝え、適切なサービスの利用を推進しましょう。

社協の
役割

- 高齢者や障がいのある人等の情報収集等が困難な方に対する情報提供に努めます。
- 利用者を最優先に考えたサービスを適切に提供し、その質の向上を目指します。
- 外出支援等の住民に必要な生活支援サービスの充実に努めます。
- お互い様の助け合い、支え合いを広めます。

②生活困窮者への支援

コロナ禍で増加する生活困窮者について、関係機関や身近な地域と連携し、早期発見や適切な支援につなげます。また、一人ひとりの状況に応じて経済的社会的自立に向けた各種支援を実施します。



③生活環境の整備

障がいのある人や高齢者等が日常生活において困ることがないように、心のバリアフリーについての普及啓発を行います。また、住民が安心・安全に生活するための情報の共有・提供を進めるとともに、普段からのお互いの助け合い、支え合いの意識を広めます。



- 多様性を尊重する温かい地域をつくりましょう。
- 地域の危険な場所を確認し、情報を共有しましょう。
- 困っている人を見かけたら、相手が助けを必要としているか確認した上で、支援や配慮を行いましょう。



- 障がいのある人や高齢者等のそれぞれの人の立場に応じた適切な支援や配慮の情報を共有しましょう。
- 住みよい地域について、住民が意見交換や懇談できる機会をつくりましょう。



- 住民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、住民啓発のための出前講座等の取り組みを進めます。
- 関係機関と連携し、地域住民の安全・安心に関わる情報提供に努めます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
生活支援体制整備の推進	地域住民、各種団体、事業所、商店等の地域の各主体と連携し、高齢者になっても安心して楽しく暮らすことのできるような地域の仕組みづくりを進め、地域全体が支え合える取り組みを推進します。	地域福祉係	①
地域包括支援センター事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の各種機関(自治会・民生委員)との連携、地域課題・ニーズの把握に努めます。また、地域資源に関する情報発信や地域資源の活用を支援します。	地域包括支援センター	①
生活福祉資金貸付事業	所得が少ない世帯や障がいのある人、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯が安定した生活を送れるよう、資金の貸付と必要な相談支援を行います。	生活支援係	②

事業名	内容	担当	施策展開
くらしのサポートサービス事業	日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で他の福祉サービスの利用等が困難な世帯に対し、住民の参加と協力により、非営利のボランティアな活動を基盤とした住民相互の助け合いによる福祉サービスを提供し、在宅福祉の充実と住民の福祉活動への積極的な参加を促します。	生活支援係	①
福祉金庫資金貸付事業	生活の安定と自立更生を目的として、自立更生の意欲がある世帯及び特に必要と認める要援護世帯等に資金の貸付を行います。	生活支援係	②
歳末たすけあい運動・赤い羽根共同募金	歳末たすけあい運動の募金を活用し、各自治会単位での年末年始事業や福祉施設に配分するとともに、募金の成果や用途について広報を行います。 赤い羽根共同募金では、寄付付き自動販売機の設置やイベント募金、募金百貨店等の取り組みを行い、住民の福祉活動の推進に向けて募金を活用します。	総務管理係 地域支援課	②
福祉教育	児童生徒が日常生活の中で他者への思いやりや助け合い、様々な人と関わる力を養えるよう、市内の小中学校・高等学校の福祉教育におけるプログラムの提案や相談、備品の貸出を行います。	地域福祉係	③

【コラム】 高齢者の生活を支える市社協の取り組み(介護保険事業)

デイサービスセンター事業

デイサービスセンターでは、できる限り自宅での自立した日常生活を送ることや、介護を行う家族の身体的精神的な負担の軽減を図るために、介護が必要な在宅の利用者にデイサービスセンターへ通ってもらい、日常生活のケア等を行っています。

今後も、介護保険制度の方針に基づきながら、地域住民との交流方法の検討やデイサービスセンターの周知に取り組んでいきます。

ホームヘルプセンター事業

ホームヘルプセンターでは、利用者の自宅を訪問し、食事や買い物、入浴等の自立した生活を送るための支援を行っています。今後は、多職種連携を充実させ、より良いサービスを提供するとともに、ホームヘルプセンターについての情報発信に取り組めます。

老人介護支援センター

老人介護支援センターでは、支援が必要となる可能性のある高齢者やその家族への相談支援を行い、支援が必要な場合は必要な保健・福祉サービスが利用できるよう、調整を行っています。今後も各職種で連携し、円滑なサービス利用に努めるとともに、地域のインフォーマルな取り組みと協働し、幅広いサポートを行います。

(3)災害時の支え合いの仕組みづくり

● 目指す姿 ●

住民が誰一人取り残されることなく安全な場所（自宅含む）に避難し、被災後は速やかに日常生活を復旧することのできる環境

施策展開

①防災・減災意識の向上

防災や減災に向けた訓練や学習会、講演会を開催し、住民一人ひとりが、いざという時に命を守る行動を迅速にとれるよう、普段からの意識づくりに取り組むとともに、日頃からのご近所のつながりづくりや見守り等の互助の意識を広げ、安全安心な地域づくりを進めます。

わたしも
できること

- 災害時にはすぐに避難できるよう、防災用品、避難場所・避難経路を確認しましょう。
- 家族で災害時の対応について話し合っておきましょう。
- 地域の防災訓練に参加し、防災意識を高めましょう。
- 日頃から、ご近所のつながりを大切にしましょう。

ご近所・
区・町で
できること

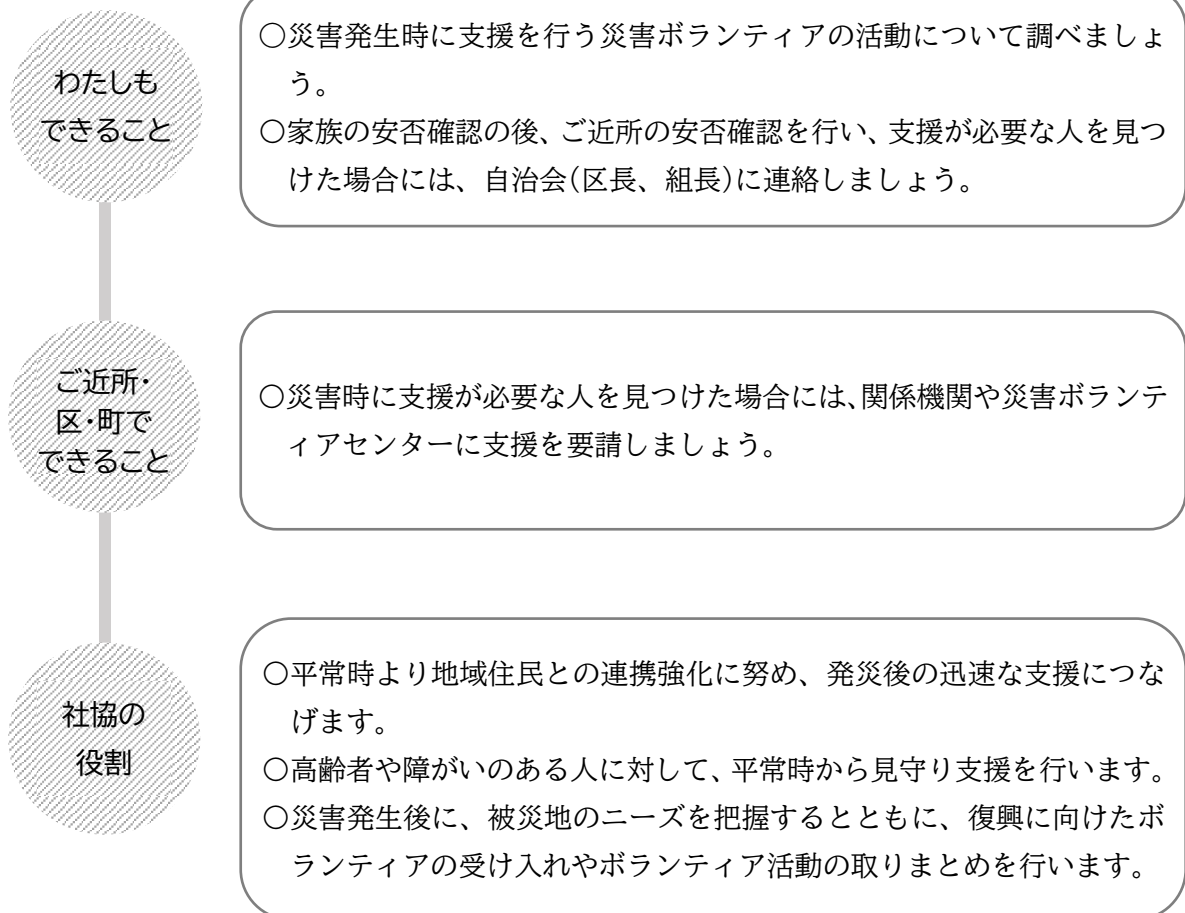
- 防災訓練や防災についての学習会等を開催し、地域での防災意識を高めましょう。

社協の
役割

- ボランティア団体等と連携し、緊急時における「災害ボランティアセンター」の運用に向けた訓練を行います。
- 住民の防災意識を高めるため、広報活動や講座の開催を支援するなど啓発活動を充実させます。
- 新型コロナウイルス感染症への対策を検討しつつ、継続して感染予防対策を含めた訓練等を行います。
- 災害状況の周知に努めます。

②災害時における被災者支援

市からの要請により、災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し、被災地に関する情報収集を行うとともに、ボランティア募集を行い、被災者の日常への復旧のための支援を行います。



具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
災害ボランティアセンター事業	災害時のボランティア活動を効果的・効率的に行うために、平常時から訓練等を実施し、住民の防災・減災及びボランティア活動への意識向上を図ります。 また、発災時には、災害ボランティアセンターの活動により、被災者の日常生活の復興に向けて支援を行います。	地域支援課	① ②

基本目標 2 地域で支え合う福祉の基盤をつくろう

(1)住民参加による地域福祉の推進

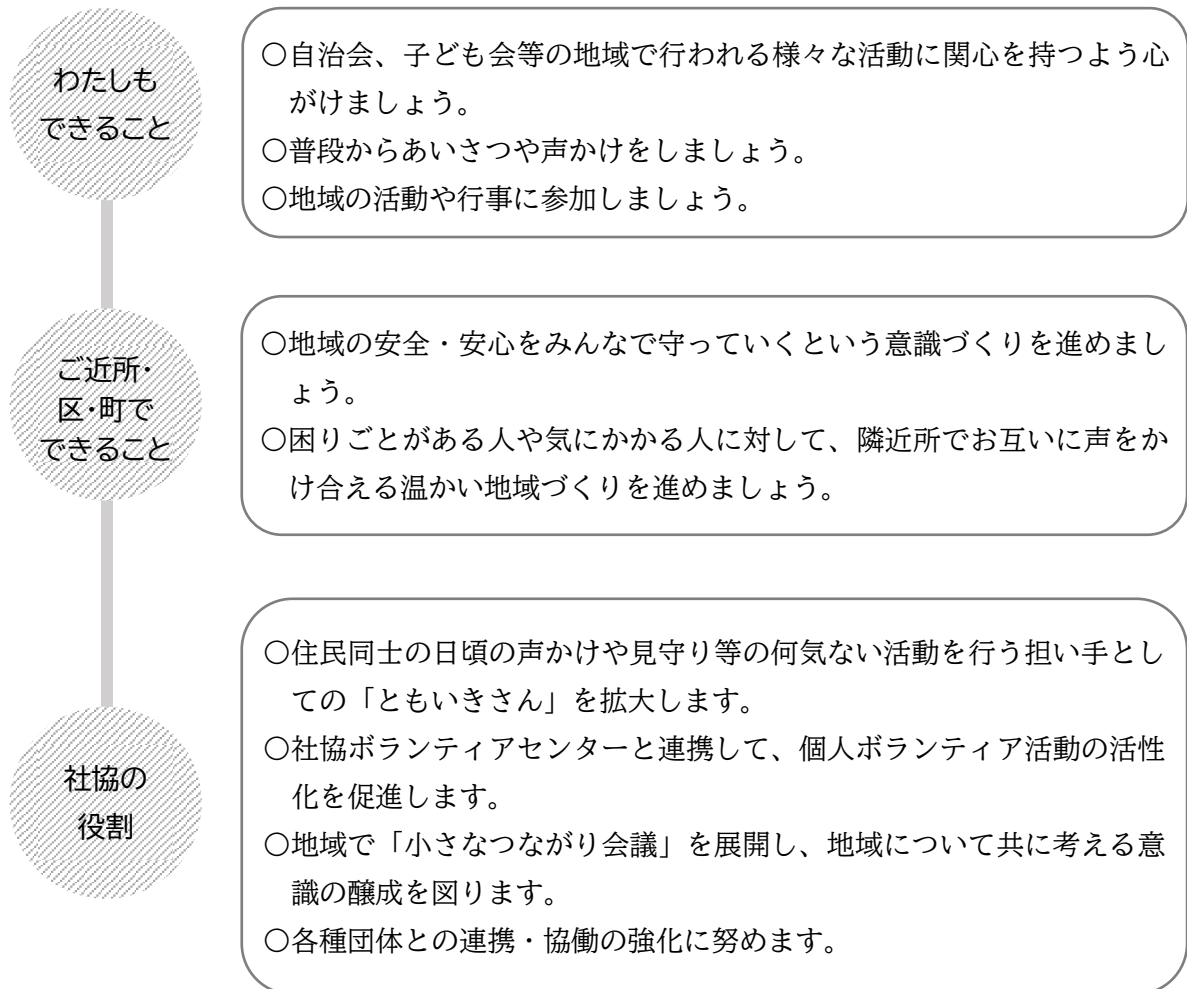
● 目指す姿 ●

より多くの住民がボランティア活動や地域福祉活動に積極的に参加し、交流やつながりが広がり、日常的な見守りの中で支え合い、助け合うことのできる地域

施策展開

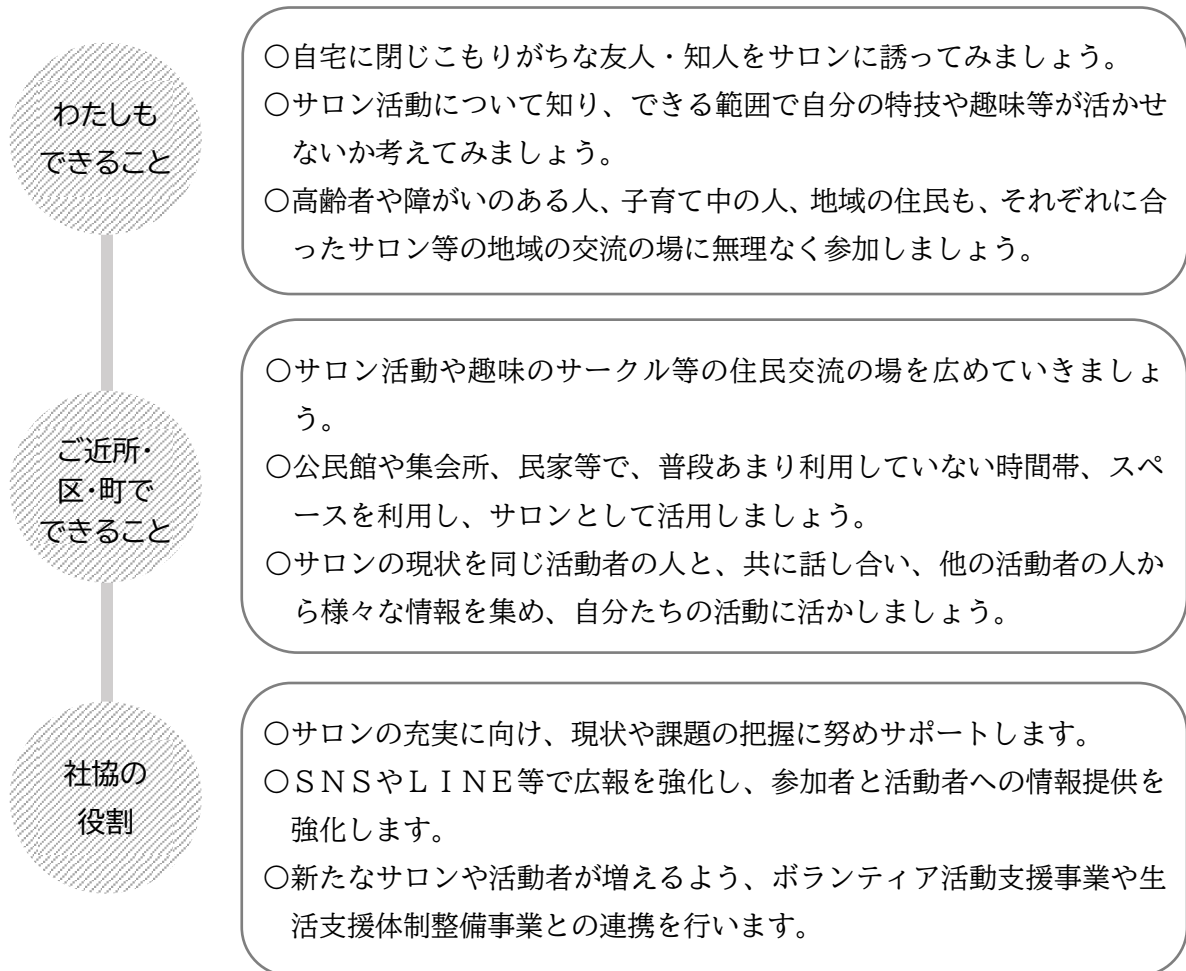
①見守り・支え合い体制の充実

支援を必要とする人とボランティア活動のマッチングが適切に行われるよう、支援を行うとともに、身近な地域で共に見守り支え合える環境をつくるために、市民の見守り活動への参加を促進します。



②地域のふれあいサロン活動等による地域交流の促進

気軽に集まり、交流のできる居場所づくりに取り組み、地域の活動に参加しやすい環境づくりに努めます。また、地域で孤立している人の交流の場として、ふれあいサロン等の活動への参加を促進します。



③身近な地域での福祉基盤の強化

地域内の住民組織・福祉団体・当事者団体を中心に構成された地区社会福祉協議会等や福祉的コミュニティ活動を推進し、様々な活動の中で、地域の福祉課題や資源についての情報共有を図ります。また、自治会や地域団体の活動の活性化に向けて、情報提供等の支援を行います。

わたしも
できること

- 地域福祉活動へのきっかけとして講演会、研修会に参加しましょう。
- 福祉・まちづくりに関心を持つもの同士で話し合い、つながりを深めましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 地区内の様々な団体・機関との情報交換の場をつくりましょう。
- 地域の福祉課題について話し合う場や福祉に関して学習する場を開催しましょう。

社協の
役割

- 行政、市内各種福祉団体・機関との連携協働体制に努めます。
- 講演会・研修会を開催して、人材の育成を行っていきます。
- 住民の交流やコミュニティ活動を推進します。
- 地区社協等の地域の福祉的なコミュニティ活動団体の設立を促進します。
- 地域課題の把握や、地域資源（住民による地域活動や取り組み）を把握し、増やしていく取り組みを進めます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
生活支援体制整備の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、介護保険制度によるサービスだけでなく、地域住民、各種団体、事業所、商店等の地域の力を結集し、地域の支え合い活動を広げる取り組みをサポートします。また、見守りや生活支援につながる担い手を拡大します。	地域福祉係	①
地区社会福祉協議会等への支援	地区社会福祉協議会等への支援を行い、住み慣れた地域で小地域福祉活動を推進します。また、地区社会福祉協議会等の必要性についての理解を深め、住民同士による支え合いの基盤をつくります。	地域福祉係	①
福祉コミュニティ推進事業	地域のふれあいサロン活動等の推進を行うことにより、顔のみえる関係づくりや見守り活動につながるよう支援を行います。また、地域福祉活動者同士のつながりをつくり、活動者の孤立を防止します。	地域福祉係	②
市民福祉のつどい	「つながりあおう！地域の輪！かめおかの輪！」をテーマに障がい児者、高齢者、親子等、世代を超えて様々な人が集い、交流し、互いに思いやり、共に支え合うまちづくり、福祉コミュニティの形成を目指します。	市社協全体	②
社会福祉協議会活動への助成・支援 (団体事務局)	亀岡市社会福祉施設協議会、亀岡ボランティア連絡協議会、母子寡婦福祉会、亀岡市老人クラブ連合会、障がい児者を守る協議会の当事者団体としての主体性を尊重しながら事務局としての支援を行います。	地域福祉係	③

(2) ボランティア・市民活動の推進

● 目指す姿 ●

地域の福祉課題の解決に向けて、地域全体でボランティアや市民活動に積極的に取り組むことのできる地域

施策展開

① 地域福祉活動を行う活動団体への支援

住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地区社会福祉協議会やその他の地域福祉の推進に寄与するボランティアグループ等のNPOや活動団体への支援を行います。また、災害ボランティアセンターにおいては、災害時に被災者を支援する活動を行う災害ボランティアの受け入れや、平常時から災害ボランティアとして、ボランティアセンターに登録する人の増加に取り組めます。

わたしも
できること

- 市内にどのようなボランティアグループや市民活動団体があるか調べてみましょう。
- 身近な地域の活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 団体が開催しているイベント等に興味を持って参加しましょう。
- 亀岡市ボランティアセンターの活動について知りましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 同じ課題意識を持つ者同士で、問題解決に向けて一緒に考え、解決に向けてできることから始めてみましょう。
- 様々な分野の当事者活動と地域住民活動の交流を図りましょう。
- 活動内容を地域へ発信し、同じ仲間を増やしましょう。

社協の
役割

- 各団体と地域とのつながりを支援していきます。
- 地域福祉活動による地域課題の解決に向けて課題を共有し、一緒に考えていきます。
- 研修会、講演会等を企画・運営します。
- 住民、関係機関と地域課題等を話し合い、地域福祉活動の推進について考える機会となる地域ケア会議に参加します。

②ボランティア活動の情報発信

住民のボランティア活動への支援や参加を促進するための情報発信に加えて、ボランティア活動を行う人同士が交流し、情報の共有を図ることのできる環境を整えます。

わたしも
できること

- ボランティア活動についての研修会・講演会等を通じて知識や理解を深めましょう。
- 地域にどのような活動があるか、またグループがあるのか調べましょう。
- ボランティアセンター(市社協内)を活用しましょう。
- 地域で行われている様々な活動や地域の福祉課題に目を向け、やりたいことやできることをみつけましょう。

ご近所・
区・町で
できること

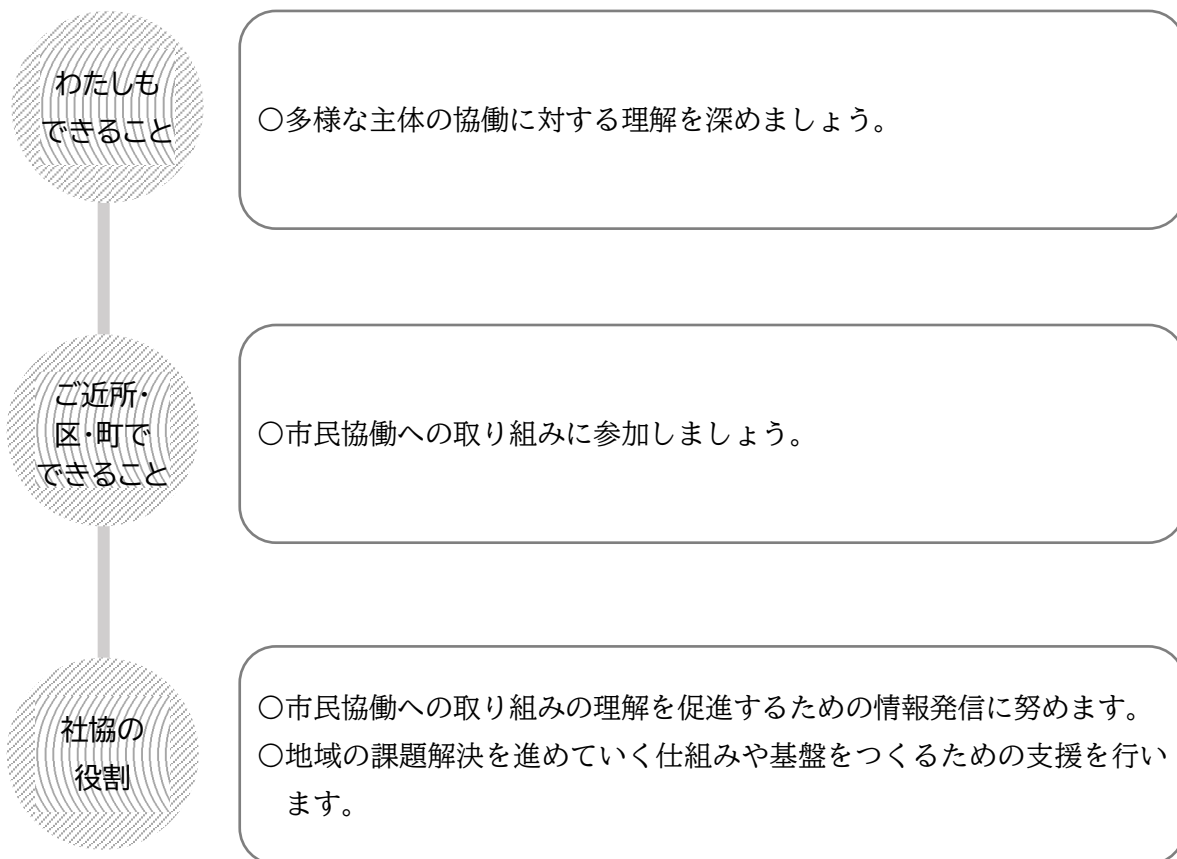
- 個人の知識、経験、専門技術等を活かしてボランティアに気軽に参加できる機会をつくりましょう。
- ボランティア団体同士の交流を深め、情報を共有しましょう。

社協の
役割

- ボランティアセンターのことを広く知っていただくための広報活動を強化します。
- 若年層にも事業を知っていただくためにSNS等の活用を図ります。
- グループ同士の交流会や、学ぶ機会(PC・スマホ講座等)の開催を通して、ボランティアグループの運営支援を行います。
- 普段のボランティア活動の見学等を通して、より実情に応じた支援を行います。
- ボランティア団体の設立を支援します。

③市民協働の促進

市社協の相談支援業務と市民活動との協働を進めるとともに、地域の課題を解決するためにより多様な主体との連携を図ります。さらに、多様な主体との協働に向けて、市民、市民団体、事業所及び地元大学へ協働を促す情報発信に取り組みます。



具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
災害ボランティアセンター事業	発災時に被災地の復旧支援を行う災害ボランティアの受け入れ・コーディネートを行う災害ボランティアセンターの充実・強化を行います。	地域支援課	①
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人に対する相談やコーディネート・情報提供等を行い、ボランティア活動を広く支援します。	地域福祉係	① ② ③

(3)新たな担い手の育成

● 目指す姿 ●

これまで地域福祉活動に参加していなかった人々が活動に参加し、担い手として活躍し、住民全体で支え合い助け合いを行う地域

施策展開

①生涯を通じて行う福祉教育の推進

児童生徒を対象に福祉教育を推進し、地域での支え合いについての意識を共有するとともに、全ての世代の人が福祉情報に触れられるよう広報やHP・SNS等を通じた周知啓発を行います。

わたしも
できること

- 生活している地域やまちについて、関心を持ちましょう。
- 地域や行政、市社協が開催する福祉学習の機会を利用しましょう。
- 一人ひとりが広報やホームページ等を通じて福祉情報を積極的に活用しましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 地域の行事やサロン、サークルの勉強会のメニューに地域の福祉課題について考える機会として福祉出前講座を取り入れましょう。
- 地域の住民同士で関わりを持ち、地域の魅力を知りましょう。

社協の
役割

- 体験学習等を通じ、小・中、高等学校と連携し、障がい理解や地域理解等の広義の福祉教育を推進します。
- 様々な分野の団体やボランティアサークルに活動してもらえよう、働きかけます。
- 市民福祉のつどい等のイベントを活用し、様々な機会福祉を考えてもらうきっかけを提供します。
- 教育委員会や教育現場とのつながりを深め、教育現場のニーズと社協のニーズのすり合わせを行います。
- 福祉教育担当者だけでなく、地域の人材が一緒になって福祉教育に取り組みます。

②担い手の育成に向けた活動の充実

地域活動の存続やさらなる発展に向けた新たな担い手の発掘・育成を行うために、様々な機会を通じた人権意識の醸成や合理的配慮の周知に加えて、地域共生社会についての理解を広げます。また、興味・関心のあることやできることから気軽に活動に参加できるようなきっかけづくりに取り組めます。

わたしも
できること

- 地域や行政・市社協が開催する研修会・講演会等の学習の場へ参加してみましょう。
- 地域にどのような活動があるか、またグループがあるのか調べましょう。
- 地域で行われている様々な活動や地域の福祉課題に目を向け、やりたいことやできることをみつけましょう。
- 自分の特技や趣味を活かして、興味のある活動に参加してみましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 必要な人材の育成講座を開催しましょう。
- 個人の知識、経験、専門技術等を活かして気軽に参加できる機会をつくりましょう。
- 地域での活動も紹介しながら、活動へのきっかけを提供するような事業に取り組みましょう。

社協の
役割

- ボランティア等の地域活動への参加を促す事業に取り組めます。
- 地域リーダーを養成する講座を開催し、その育成に努めます。
- 若者世代や新規の参加者の増加に向けた周知・啓発を行うとともに、現在活動している担い手の負担軽減に取り組めます。

③活躍できる場の拡大

子どもが独立した後の親や退職した人等、地域の中にある様々な技術や経験を持った人を発掘し、ボランティア等の地域福祉活動に気軽に参加し、活躍できる環境を整えます。

わたしも
できること

- 生きがいや新たなつながりをつくるために、新しいことにチャレンジしてみましょう。
- 地域の一員として、地域の活動や自治会の活動でできることがないか考えてみましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動に興味を持ち、理解と協力を心がけましょう。
- 地域の行事や活動への関心を深め、家族や周囲と情報を共有しましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 自治会等で、福祉課題を考える機会を設け、解決に向けて活動する組織の設置を進めましょう。
- 関心を持ち、気軽に参加してもらいやすい行動や活動内容の工夫をしましょう。

社協の
役割

- 地域の活動者等とともに、身近なところで活躍が期待できる人材の発掘に取り組みます。
- 子どもが独立した後の親や退職した人等が地域活動に参加できる場の提供に努めます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
福祉教育	市内の小・中・高等学校で実施される福祉教育で、児童・生徒が学びを深められるように、講師の紹介や福祉教育備品の貸し出し等の支援を行います。また、教育委員会や学校現場とのつながりを深め、学校のニーズと社協のニーズのすり合わせを行います。	地域福祉係	①
夏休み社会福祉体験学習事業	夏休みの期間中に、中学生・高校生が社会福祉施設や地域の様々な活動の場に参加し、子どもや高齢者、障がいのある人たちとふれあい、交流する機会を提供します。また、事前学習、事後学習の充実を図り、体験を学習に活かします。	地域福祉係	①
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティアを始めたい方や、ボランティアを必要としている人の紹介や調整を行います。また、市民の助け合いへの意識を醸成するために、ボランティアに関する講座や研修を開催します。	地域福祉係	②
寄り添いサポーター活動	高齢者や障がい者施策の支援枠の有無に関わらず、社会的孤立状態の人等を対象に、訪問・見守りを基本とした活動を行います。また、定例会での情報共有や研修の機会を設け、人材育成を図ります。	地域福祉係	③
くらしのサポートサービス事業	日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で他の福祉サービスの利用等が困難な世帯に対し、住民の参加と協力により、非営利のボランタリーな活動を基盤とした住民相互の助け合いによる福祉サービスを提供し、在宅福祉の充実と住民の福祉活動への積極的な参加を促します。	生活支援係	③
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぎ、子育て世代を支え、子育てしやすい地域づくりに取り組みます。また、住民のニーズを聞き取り、より利用しやすい活動を展開します。	子育て支援センター	③

ICT を活用した情報収集・情報発信

LINEやFacebook、InstagramといったSNSを活用し、若者世代に対して、市社協の取り組みや地域福祉活動の情報を発信するとともに、身近な地域での見守り活動やサロン活動等を通じて、困難を抱える人の情報を収集し、支援へとつなげます。

- LINEやFacebook、Instagramを活用し、子育て家庭へのイベント情報、施設の開閉状況の周知を行います。
- SNSを活用して地域福祉に関する情報を発信することにより、市社協の取り組みや地域福祉活動に参加していない世代に対しても情報が周知され、より気軽に参加できる環境を整えます。
- 身近な見守り活動やサロン活動等を通じて、困難を抱える人の状況を関係機関・団体間で共有し、日頃の見守り支援を重点的に実施するとともに、一人ひとりの状況に応じて必要な支援へとつなげます。
- 市社協事業や住民の行う見守り活動、サロン活動、交流活動を、SNSを使って文字と写真でタイムリーに発信し、関係者や関係機関・団体で情報共有することにより地域福祉活動の活性化に努めます。

基本目標 3 必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

(1) 相談窓口機能の充実

● 目指す姿 ●

住民が抱える様々な生活課題等が身近な相談窓口で分野に関わらず受け止められ、適切な支援につなげられる体制

施策展開

① 各分野の相談窓口の充実

住民の抱える様々な課題を分野に関わらず受け止め、専門機関につなげることができるよう、相談窓口機能の充実を図ります。また、複合的な課題や困難事例にも対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

わたしも
できること

- 広報紙やホームページ等で福祉情報を調べてみましょう。
- どこにどのような相談窓口があるかを調べ、困りごとがある人がいたら、相談窓口を紹介してみましょう。
- どこに相談したら良いかわからない場合、市のなんでも相談や市社協の総合相談に電話してみましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 地域の相談窓口の情報を口コミやSNS等を活用して広めましょう。
- 相談がスムーズにつながるよう、日頃から専門相談窓口との関係づくりに努めましょう。
- 相談活動に携わる人たちは、自らの役割について周知し、相談しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。

社協の
役割

- 相談窓口の周知徹底のため、チラシやSNSで情報を発信します。
- 地域における相談支援の拠点として、相談者の包括的な支援のための機能充実に努めます。
- 地域で受けた相談が適切に専門機関に届くよう、地域と福祉窓口をつなげます。
- ひきこもりに悩むご家族を対象に「ひきこもり家族教室」を実施します。
- 福祉総合相談窓口で、分野を限定せず気軽に相談できるよう、支援を行います。

②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

誰もが気軽に安心して相談できる環境をつくるために、民生委員・児童委員や各種相談窓口の周知を図るとともに、既存のあらゆる相談・支援機関の連携を図ります。また、相談機関が連携して、包括的・重層的な支援につなげるための総合的な相談体制を構築します。

わたしも
できること

- どこにどのような相談窓口があるかを調べ、困りごとがある人がいたら、相談窓口を紹介しましょう。
- 悩みを一人で抱え込まず、地域で相談支援に携わる人たちや相談支援機関等に相談しましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 地域の相談窓口の情報を口コミやSNS等を活用して広めましょう。
- 相談がスムーズにつながるよう、日頃から専門相談窓口との関係づくりに努めましょう。

社協の
役割

- 地域の相談窓口である民生委員・児童委員に対し、情報提供等のサポートを行います。
- 課題の解決につながるような情報提供や、必要に応じての専門機関への橋渡しを行います。
- 利用者やその家族がより身近に相談できるよう、専門性の向上や相談機能の充実に努めます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
社会的孤立防止対策事業（ひきこもり家族教室）	ひきこもりに悩む当事者やその家族の交流や学びの場であるひきこもり家族教室を開催し、個別の相談にも対応します。	地域福祉係	①
福祉・生活課題解消支援事業（福祉総合相談窓口）	分野を限定せず、気軽にわからないことや不安を打ち明けられ、相談ができる場所、相談の入り口となることで、解決につながる情報提供や専門機関への橋渡しを行います。	地域福祉係	① ②
地域包括支援センター事業	市民にとって身近な相談窓口として、各専門職が迅速で丁寧な対応を行います。また、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	地域包括支援センター	① ②

(2)権利擁護体制の充実

● 目指す姿 ●

高齢者、障がいのある人、児童等の権利が守られ、住み慣れた地域で誰もが安心して自立した生活を送ることのできる体制

施策展開

①成年後見制度の利用促進

生活上の困りごとや悩みごとを気軽に相談できる場所をつくるなど、権利擁護体制の充実を図り、問題解決に向けた支援を行います。

わたしも
できること

- 福祉サービス利用援助事業について調べてみましょう。
- 相談窓口がどこにあるか調べてみましょう。
- 一人で抱え込まずに、相談窓口や専門機関に相談しましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 困っている人がいたら、相談窓口を紹介しましょう。

社協の
役割

- 各相談窓口の周知・啓発を行い、住民にわかりやすい情報を提供します。
- 申込段階または経過の中で成年後見制度の利用が望ましいと判断された場合には、積極的かつ迅速に制度へつなげていきます。
- 新たな成年後見（法人後見）の取り組みや必要性を模索し、誰もが安心して生活を送れるよう支援をします。

②金銭管理に関するサービス

高齢や認知症の影響により、日常生活を営む上での判断に支援を必要とする人が、適切にサービスを受けられるよう、権利擁護に関する啓発や相談窓口の充実に努めます。

わたしも
できること

- 権利擁護について興味を持ちましょう。
- 相談窓口がどこにあるか調べましょう。
- 一人で抱え込まずに、相談窓口や専門機関に相談しましょう。

ご近所・
区・町で
できること

- 困っている人がいたら、相談窓口を紹介しましょう。

社協の
役割

- 各相談窓口の周知・啓発を行い、住民にわかりやすい情報を提供します。
- 福祉サービス利用援助事業にて、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等、判断能力が不十分な人を対象に、安心して福祉サービスを利用するための支援や日常的な金銭管理の支援を行います。
- 成年後見制度の利用支援を行います。

③虐待防止の取り組み

高齢者や障がいのある人、児童等の虐待防止や権利擁護に向けた啓発を行うとともに、早期発見のための地域づくりや、早期介入に向けた関係機関の連携強化に取り組みます。

わたしも
できること

○高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題やDVについての理解を深めましょう。

ご近所・
区・町で
できること

○虐待と思われる様子に気がついた時には、警察や児童相談所、市役所へ速やかに連絡しましょう。
○虐待やDVを防止するため、気にかかる家庭については、相談活動に携わる人たちや隣近所で協力しながら、声かけや見守りを進めましょう。

社協の
役割

○高齢者虐待の予防的取り組みとして、啓発活動を行います。
○関係機関と連携し、早期発見早期介入を図ります。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
福祉サービス利用 援助事業（地域福祉 権利擁護事業）	個人の尊厳と利用者自身の意思決定を保持し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を社会福祉協議会が支援することで、誰もが“いきいき”と“安心して”暮らせるように支援します。	生活支援係	②
地域包括支援 センター事業	高齢者虐待の予防的取り組みとして啓発活動を行います。高齢者虐待マニュアルに基づき、関係機関と連携し、早期発見、早期介入を図り、被虐待者及び擁護者を支援します。	地域包括支援 センター	① ③

重点的な取り組み

社協組織の基盤強化

市民と協働し、地域全体で課題の共有や解決に向けた取り組みを推進していくために、市社協内の情報共有の在り方や基盤の強化に取り組みます。

- 部門や分野を超えた情報共有を図り、支援が必要な人をワンストップで必要な支援へとつなげられる体制を整えます。
- 地域における相談支援の拠点として、相談者の包括的な支援のための機能充実に努めます。
- 地域で受けた相談が適切に専門機関に届くよう、地域と福祉窓口をつなげます。
- 利用者やその家族がより身近に相談できるよう、専門性の向上や相談機能の充実に努めます。
- 課題の解決につながるような情報提供や、必要に応じた専門機関への橋渡しを行います。